

SPECIAL REPORT ①

中国経済課題の リスク評価

SPECIAL REPORT ②

日中地方経済活性化 アプローチの新探究

FOCUS：日中経済協力会議の回顧と展望

TOPICS：米中の経済安全保障関連規制の最新動向

時々刻々：中国CASEの最新情勢と北京MaaSおよびカーボンニュートラルへの取り組み

中国ビジネス Q&A：個人情報保護の新時代の幕開け

—中国個人情報保護法の要点と日本企業の留意点



表紙写真：数年来の大气汚染対策が奏功してか、北京で澄み渡った青空を仰げる日は増えている。週末(21年10月30日)、清々しい青空の下、ふと久しぶりにオリンピック森林公園(北京市朝陽区)に出かけてみたくなり、北京の秋を堪能した(撮影・日中経済協会北京事務所業務部主任邵程亮)。

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

本誌に記載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め執筆者個人に属し、日中経済協会の公式意見を示すものではありません。

1 巻頭言

中国でのビジネス展開

■市川 秀夫 一般財団法人日中経済協会 副会長、昭和電工株式会社 取締役 取締役会議長

2 FOCUS

日中経済協力会議の回顧と展望

■堂ノ上 武夫 一般財団法人日中経済協会 専務理事、日中東北開発部会長

SPECIAL REPORT ①

中国経済課題のリスク評価

4 大手IT企業への規制強化と「共同富裕」のゆくえ

■梶谷 懐 神戸大学 大学院経済学研究科 教授

8 社会保障の課題分析～ポスト・コロナ時代のリスクに向けて～

■澤田 ゆかり 東京外国語大学 大学院総合国際学研究院 教授

12 TOPICS

米中の経済安全保障関連規制の最新動向

■一般財団法人安全保障貿易情報センター(CISTEC) 事務局

17 時々刻々

中国CASEの最新情勢と北京MaaS およびカーボンニュートラルへの取り組み

■有田 直矢 上海莱弥信息咨询有限公司(インサイツ) 東京事務所 顧問

SPECIAL REPORT ②

日中地方経済活性化 アプローチの新探究

22 【座談会】2022年の関西と中国

■鈴木 琢也 伊藤忠商事株式会社 開発・調査部 シニア・コーディネーター 関西担当部長

■根来 宜克 大阪商工会議所 国際部長

■今村 健二 (司会) 一般財団法人日中経済協会 関西本部 事務局長

26 日中地域経済交流の新たな視座

—遼寧省の交流の枠組み創新

■趙 焱 一般財団法人日中経済協会 瀋陽事務所 首席代表

28 レポート「2021年日中経済協力会議—於遼寧」 分科会の注目点

■一般財団法人日中経済協会 日中東北開発部会 事務局

30 中国ビジネス Q&A

個人情報保護の新時代の幕開け

—中国個人情報保護法の要点と日本企業の留意点

■劉 新宇 金杜法律事務所(King&Wood Mallesons) 中国弁護士、中国政法大学大学院 特任教授

32 情報クリップ

緑色低炭素国際合作委員会設立式典に出席

日中スマート製造・デジタル技術発展フォーラムを共同開催など

中国でのビジネス展開



一般財団法人日中経済協会
副会長
昭和電工株式会社 取締役
取締役会議長

市川 秀夫

中国は、国際関係において、米国との経済摩擦の長期化と深刻化、人権問題、軍備増強と東シナ海・南シナ海への拡張政策、緊張感を増す台湾問題など、多くの課題を内包しています。一方で、14億人の人口を持つ巨大市場は、既に世界経済の中にビルトインされ、我が国の産業にとって不可欠の存在だと言っても過言ではありません。

政治問題については、米中間の対立が多面化、先鋭化の動きを見せる状況下では、全面的な解決を望むのは難しいと思われませんが、経済活動については民間レベルでの地道な取り組みによって持続的な関係強化につなげることが重要だと思います。中国におけるビジネス上のトラブル例が多くあることは承知していますが、中国自身も国際社会の中で、特別の国“から、普通の国“へと変貌する必要性を官民ともに十分認識しているのではないのでしょうか。そんな視点で中国あるいは中国人とのビジネスを成功させるカギを、私の拙い経験の中から挙げてみます。

●「当たり前を疑う」中国に限定した話ではありませんが、グローバルビジネスにおいては、書面で交わされた契約書がすべての基本です。日本人だけに通ずる「暗黙の了解」、「紳士協定」に頼ることはご法度です。特に漢字で書かれた契約書は、同じ漢字を使っている、中国語と日本語では意味が違うことがあり、独りよがりの思い込みが思わぬトラブルを生むことがあるので要注意です。日本人にとっては当

たり前と思いついて入ることが思わぬ落とし穴になることがあるので、契約の詳細について現地の弁護士などへの確認は不可欠です。

●「面子（メンツ）を立てる」中国人は面子を大事にする、と言われます。日本にも「面子をつぶされた」という表現はありますが、それは「恥をかいた」、「立場がなくなつた」という、一時的な感情を表すことが多いのに対して、独立自尊で生きてきた中国人にとって、面子を失うことは人格の全否定につながりかねない一大事です。中国人との取引においては、厳しい交渉ほど相手の面子への配慮が大切です。中国人の同僚、部下との付き合いにおいても、大勢の面前で失敗を責める、などの行為は絶対避けるべきです。

●「ナショナルスタッフを育て、登用する」中国ビジネスで大きな成果を残した現地法人は、ほぼ例外なくナショナルスタッフを育成し、ゼネラルマネージャーなど責任ある立場で現地での経営全般を任せています。優秀な中国人スタッフを育成してもすぐに転職してしまう、という懸念もよく聞かれますが、成長機会を与えなければもつと早く転職されてしまふ、そもそもそのような会社には優秀な人材が入つてこない、と考えるべきだと思います。

民間レベルでの実績を積み上げることによって、多彩な能力を持つ中国、中国人との信頼関係を築き上げていきたいと思えます。

FOCUS

日中経済協力会議の回顧と展望

■堂ノ上武夫 一般財団法人日中経済協会専務理事、日中東北開発部会長

当協会が中国東北地方4省区と共に2021年9月に瀋陽市で開催した「2021年日中経済協力会議―於遼寧」は、中国の東北地方と日本の地方自治体の地域間交流を軸として、人脈形成、情報収集・発信およびビジネスマッチングの面で一定の役割を果たした。19回にわたる日中経済協力会議の歴史を回顧しつつ今回会議を総括した上で、今後のあり方を展望する。

1. 日中経済協力会議の回顧

日中経済協力会議（以下「協力会議」）は、当協会が共催者として企画し（日本側主催・日中東北開発協会）、

中国側は東北地方3省1自治区（遼寧省、吉林省、黒龍江省、内モンゴル自治区。以下「4省区」）が主催する形で2000年に始まって以来、ほぼ毎年、中国東北地方あるいは日本において継続的に開催されてきた（表）。当協会は日中東北開発協会の活動終了に伴って19年4月からその事業を承継し、日中東北開発部会を設置して協力会議を実施している。これまで20年以上にわたって本事業を支えてくださった日中の各界関係者の皆様に心から敬意を表したい。

協力会議は、長年にわたる4省区との諸交流の蓄積に立脚し、日本側は経済界、学界および同地域と関係の深い東北地方を中核とした地方自治体などの関係者が一堂に会する面と面での交流を実現した。その目的は、当初から4

省区の新たな発展、日中協力の見通しおよび具体的な協力のあり方について協議するとともに、日中双方の発展と利益をもたらす実際のプロジェクトを生み出すこととされた。

日本での初開催となった04年の仙台での協力会議では、03年に中国政府が打ち出した東北振興新政策に即応した日

表 日中経済協力会議の開催実績

回	開催年	開催地	回	開催年	開催地
1	2000	遼寧省瀋陽市	11	2011	吉林省長春市
2	2001	吉林省長春市	12	2012	黒龍江省ハルビン市
3	2002	黒龍江省ハルビン市	13	2013	新遼寧省瀋陽市
4	2004	宮城県仙台市	14	2015	遼寧省瀋陽市
5	2005	遼寧省瀋陽市	15	2016	富山県富山市
6	2006	吉林省長春市	16	2017	吉林省長春市
7	2007	黒龍江省ハルビン市	17	2018	北海道札幌市
8	2008	新遼寧省瀋陽市	18	2019	黒龍江省ハルビン市
9	2009	内モンゴル自治区フフホト市	19	2021	遼寧省瀋陽市
10	2010	遼寧省瀋陽市			

(注) 網掛けは日本開催

(出所) 日中経済協会作成

2. 「2021年日中経済協力会議―於遼寧」の開催

中経済協力の強化を謳い、各地が貿易・投資・観光など広範な分野における相互交流の歴史と固有の実情をふまえ、地理的な近接性・経済的補完性などの利点を生かした経済協力を推進することで認識が一致した。また、同会議における4省区ならびに日本の地方自治体による首長級交流の枠組みの構築は、地域間協力の強化につながる画期的な出来事であり、翌年以降の協力会議に受け継がれている。

当協会は21年9月22～25日までの4日間、遼寧省において4省区の人民政府とともに、主催者として「2021年日中経済協力会議―於遼寧」（以下「遼寧会議」）を開催した。今回は2年ぶり19回目の開催であり、新型コロナウイルス感染症対策のため日本からの訪中団派遣はかなわなかったが、瀋陽市の会場へは日中関係者約300人（日本



堂ノ上武夫専務理事

側現地参加者約100人、中国側約200人）が参集しただけでなく、オンラインでは日本から約50人が参加した。「日中経済貿易協力の質の高い発展の推進」を会議テーマに掲げ、以下のプログラムを実施し、日中双方が地域間交流およびビジネス協力などに資する情報発信や相互対話を行った。

22日は、日中VIP面談において劉寧・遼寧省長と日本側団長の桂康久・日本製鉄中国総代表が、遼寧省と日本の深い経済・友好関係を確認するとともに、今後の様々な産業分野での相互協力の推進、両国の経済発展に向けた本会議の意義などについて意見を交わした。その後、歓迎レセプションを開催した。

23日午前中（オンライン参加あり）は、まず開幕式で日中の主催者および来賓（両国政府関係者）ら計6人が挨拶し、本会議を通じた日中企業間の交流促進、4省区に対する理解の増進、今後の多

くの分野での協力推進などに関する期待を述べた。続く基調講演では、日本側は岩手県、福島県および新潟県からそれぞれの中国東北地方との交流実績と展望を紹介するとともに、各地の特色や産業、優位性および東日本大震災からの復興、高齢者福祉、輸出拡大への取り組み、特産品、観光の魅力などをアピールした。一方、中国側は遼寧省、吉林省および内モンゴル自治区から日本との貿易・投資、観光などの分野での交流の現状および開発戦略を紹介したほか、日本との協力分野に関する提案を表明した。また、会議備忘録調印式では日中の代表者4人が登壇し、会議備忘録に署名した。

23日午後の企業分科会・商談会（詳細は本誌28、29ページ参照）は、①設備製造（ものづくり）、②低炭素経済・環境（③ヘルスケアの3分科会を設け、日中の政府・企業・団体関係者による各産業分野に関する実状や今後の展望に関するプレゼンテーションと意見交換を行った。

24日は午前中に2021遼寧国際投資貿易商談会開幕式に参加した後、午後から25日にかけて遼寧省内の錦州市と葫蘆島市を訪問し、各市長との会見や市政府との交流、E.C生中継基地視察などを行い、両市の経済・産業の発展

状況に関する理解を深めた。

3. 今後の展望

遼寧会議後に実施した日本側参加者へのアンケート結果をもとに、協力会議の効果と対中ビジネスの課題を整理した上で、今後の協力会議のあり方を展望する。

まず、協力会議の効果として次の3点を挙げたい。①人脈形成…中国側政府・企業の幹部および中国に進出している日系企業の参加者と新規に面談して情報交流ができ、人脈が広がる有意義な機会となった。②地域・重要テーマに特化した情報の収集・発信…参加者は、中国東北地方の経済状況や重要産業情報、東北各省区代表からの対日経済交流強化に向けたメッセージ、環境・低炭素関連技術の重要性、中国の炭素排出権取



「2021年日中経済協力会議—遼寧」開幕式の模様（瀋陽市）

引市場の現状および発展の方向性などのビジネスに有益な情報を得ることができた。また、情報の発信では、日本の地方自治体首長によるプレゼンテーションには心を動かされるものがあり、中国側が理解を深めるのに非常に有益であると感じたという声が寄せられた。③ビジネスチャンスの創出…企業分科会・商談会を設置して日中企業の交流を図った結果、日本側の技術・製品に関心を示した中国企業との交流ができ、今後も連絡を取り合うことになったという事例が生まれた。

次に、日本側参加者から対中ビジネスの課題として、中国における日本産食品に対して続いている輸入規制、外資系企業の経済活動が影響を受けかねない各種規制や法律の短期間での頻繁な変更および情報セキュリティの強化といったビジネス環境の改善が必要とされる事項が提起された。また、実務的な課題としてビジネスパートナーの発掘が挙げられ、中国東北地方では他地域と比較した優位性に関する情報が必要であるほか、関係機関がビジネスマッチングを支援する際には、成約に結び付くようなマッチング精度の向上が不可欠であるとの指摘があった。

さらに、ビジネスの推進にあたっては、日本側が関心を持っている産業分野

に力点を置いて交流を図ることが重要だと考えられる。参加者からは、自動車や建設機械、工作機械などの製造業およびサービス業、環境、カーボンニュートラル、医療、ヘルスケア、介護、越境E.C、農業などの分野が挙げられた。このほか、日本企業に技術やノウハウ面で優位性があり、中国企業とのコラボレーションが期待できる分野があれば、そこに関心があるという意見もあった。

以上の遼寧会議の総括を踏まえ、今後の協力会議のあり方を展望する。当協会としては、今回の協力会議に向けて、4省区の経済、政策、ビジネスなどに関する情報の収集・発信を強化するほか、日中双方の関心が高い産業分野を重点としてビジネスマッチングの機会を提供できるように、中国側と兵にオンライン交流の活用および遼寧国際投資貿易商談会のようなイベントとの連携を含む効果的な交流方式を模索していく。22年は日中国交正常化50周年という節目の年であり、日中間ではリアルな人的往來の再開によって経済交流に対する意欲も高まると期待される。当協会は、協力会議をはじめとする様々な交流における率直な対話を通して、中国と日本の経済界、地方自治体などの各方面のさらなる活力の増大に貢献してまいりたい。

SPECIAL REPORT 1

大手IT企業への規制強化と「共同富裕」のゆくえ

梶谷 懐 神戸大学 大学院経済学研究科 教授

2020年に強化された中国プラットフォーム企業、IT企業への締め付けは、独占禁止法の徹底という枠組みを超え、「共同富裕」という再分配政策の下で進行しつつある。中国経済のリスク課題を俯瞰し、その本質は何かを探る。



中国アリババ本社 (2019年 日中経済協会撮影)

大手IT企業への逆風

2020年11月に中国アリババ集団傘下の金融会社、アント・グループの新規株式公開（IPO）が突如延期になったことをきっかけに、アリババやテンセントなどのプラットフォーム企業に対する政府当局の締め付けが強化されるという事態が相次いで生じている。まず同年12月の中央経済工作会议で「独占禁止と資本の無秩序な拡大防止」が強調され、これら巨大プラットフォーム企業への独占禁止法を厳格に適用するという方針が明らかになった。この決定を受け、21年4月にはアリババが採用してきたいわゆる「二选一」という、Eコマースへの出店にあたってライバル企業への出店を禁じる措置が公正な取引を阻害しているとして、182億2800万元（約28億ドル）という多額の罰金を命じられた。

その後、規制の対象は、プラットフォーム企業だけでなく、IT関連の企業全般に広がった。21年7月には、ニューヨーク証券取引所に上場を果たした配車サービス大手の滴滴出行が、その数日後に「国家安全法」と

「インターネット安全法」を根拠にした国家安全保障上の理由から、データ管理とスパイ行為についての審査の対象となったことが伝えられ、その株価は暴落した。7月24日には、共産

党中央と国務院が「義務教育段階の学生の宿題負担と、学習塾負担のさらなる軽減に関する意見」という通達を行い、「教育負担の軽減」という名目の下にオンライン教育を提供する多くの企業が廃業もしくは営業規模の縮小に追い込まれた。さらに、8月3日には、新華社系のメディア『経済参考報』がネットゲームを「精神的アヘン」と批判し、テンセントなどプラットフォーム企業の傘下にあるゲーム会社の多くも苦境に立たされることになった。

中国当局が、締め付けに動いたきっかけとして、神戸大学教授の川島富士雄氏は、プラットフォーム企業による世論操作の可能性を挙げている。アリババが20年春に発覚した幹部の不倫騒動をもみ消すため、傘下のニュース配信企業を通じて独断でメディア工作を行い、世論工作を本来担当する共産党中央宣伝部の怒りを買ったとの見立てだ（川島、2021）。さらに、欧米でも、プラットフォームによる独占行為や消費者の権利侵害が問題

となり、法規制を求める議論が活発になされていることも、一連の政府の施策にとつて一種の追い風になったことは否めない。

もともと、プラットフォーム企業は政府の保護主義的政策の対象となってきた。プラットフォーム企業は極めて規模の経済が働きやすく、データという資源の利用に関して自然独占をもたらしやすい産業であるため、特定産業をターゲットとした産業政策なしでは国内企業の育成は困難だという性質を持つからだ。また中国では、これらのプラットフォーム企業をはじめとした民間企業が政府行政の業務を委託されることを通じ、様々なビッグデータの利用が可能になり、監視技術の開発能力を高めるとともに、行政の統治能力の向上を図る、という「持つ持たれつ」の関係が生じてきた。

このことは、上述のようにプラットフォーム企業がもともと規模の経済が働きがちであり、「放っておくと際限なく大きくなりすぎる」という性格を持つことの裏返しでもある。いわば、その存在や社会・経済への影響力が大きくなり、「目立ちすぎた」状況にあったと言えよう。

このため、中国政治に独特の潜規則

（暗黙のルール）が「プラットフォームにたつきはOK」に変わると、独占行為は国家市場監督管理局、オンラインゲーム規制は国家新聞出版署と様々な行政機関がその空気を察知し、横並びでプラットフォームへの行政処分を打ち出したようにも思える。

「共同富裕」の強調

さらに、21年10月現在、このようなプラットフォーム企業への締め付けは単なる独占禁止法の徹底という枠組みを超え、「共同富裕」という政府の再分配政策の名目の下でも進行しつつある。その流れを決定づけたのは、

21年8月17日に開催された共産党中央財經委員会で、「共同富裕」を社会主義の本質的な要求だと位置づけ、その実現のための手段として個人や団体が自発的に寄付する「第3次分配」を提起したことにある。これは、平等な社会を実現するために、土地や資本などの生産手段の再分配を第1次分配、税収財政支出を通じた再分配を第2次分配とし、それ以外の再分配の手段として位置づけられたものだ。この方針を受け、アリババお

よびテンセントは相次いで、「共同富裕」政策を実施するための資金として、25年までに1000億元（約155億ドル）を拠出することを約束した。上述のようなオンラインでの教育やゲームを提供する企業への締め付けも、この「共同富裕」の名目で行われたという見方が広く共有されている。

さて、このような21年夏以降の「共同富裕」の提起はかなり唐突かつ、フランスを欠いた形で提起されたという印象を受ける。たとえば、21年3月11日の、第13期全国人民代表大会第4回会議で採択された第14次五年計画綱要に示された25年までの中期目標では、民生の充実という文脈で「共同富裕」が提起されてはいたものの、長期目標の優先順位はそれほど高くなく、全体で19編ある文書の第14編に記載されているにすぎなかった。中長期の経済政策の重点は、明らかに、イノベーションやデジタル社会の推進といった、従来型の「供給側の改革」を推進する目標のほうに置かれていたのである（リサーチ&アドバ イザリー部中国調査室2021a）。

さらに、「共同富裕」政策の実施に関連して注目されるのは、21年6月10日に公表された、浙江省を「共同

富裕模範区」として位置づける「浙江省の高品質の発展と共同富裕模範区の建設の支援に関する意見」である。この意見書では、経済成長に伴う都市・農村間の不均衡・不十分を緩和し、バランスの取れた発展を行っているモデルケースとして浙江省の事例を高く評価するもので、公共サービスの均等な普及や、都市・農村の協調的發展を訴える、穏健な内容だった。そこには、浙江省杭州市を基盤に発展してきたアリババなどが中心になって推進されてきた産業政策、「インターネット+」を強化し、サービス業のデジタル化を推進するといった内容の文言も盛り込まれていた（リサーチ&アドバイザリー部中国調査室2021b）。

これらの政策文書を読む限り、上記のような教育産業や娯楽産業を広く巻き込む形での規制の強化、さらには大手IT企業への巨額の資金拠出の強要などの大きな政策転換が実施されることを予想するのは困難だった、と言わざるを得ない。

このように、一連の政策変化はあまりに唐突に、あたかも習近平国家主席の鶴の一声で決まったような印象をうけるため、一部では「文化大革命の再来」だとする見方も現れている。しかし、明らかにそれは誤った見方であ

る。文化大革命は、それまでの社会主義改造によって生産手段の公有化を徹底したうえで、社会主義をさらに貫徹する名目で文化・政治闘争へと発展した。習指導部は生産手段の私的所有を否定しておらず、根本的な経済運営を変えているわけではない。むしろ一連の措置で明らかなのは、大手IT企業のような「目立ち過ぎたものを叩く」という姿勢だろう。

「目立ち過ぎたものを叩く」という点で想起されるのが、元重慶市トップで12年に反腐敗運動のため失脚した薄熙来氏が行った政治運動、いわゆる「重慶モデル」の経験だ。薄氏は、07年11月に重慶市共産党委員会書記に就任すると、外国企業の積極的な誘致で高い経済成長を実現する一方、廉価な住宅を建設し、数百万人におよぶ土地なし農民の住宅問題を解決する、といった「民生」を重視した派手な社会政策、「重慶モデル」を打ち出した。たとえば、彼が在任期間に行った代表的なパフォーマンスに「打黒唱紅」というものがある。毛沢東時代にならって革命歌を民衆に斉唱させる一方、前者は腐敗した政治家やそれと結び付いた企業家（「マフィア」の一掃という名目で、私営企業家の資産を正式な裁判なしに没収し、大衆の喝さいを浴びた。

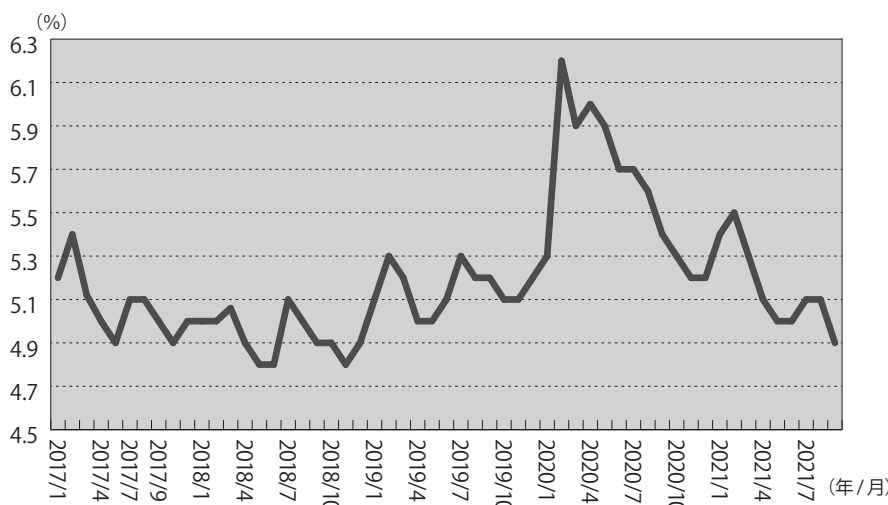
工（下級幹部）も一緒にたたく大規模な「反腐敗闘争」を行うと宣言、周永康・前中国共産党常務委員会委員や徐才厚・前中央軍事委員会副主席、といった「大トラ」を含む、全国で約134万人の党員が処分の対象になった。

この反腐敗キャンペーンで、どのような政府幹部が摘発の対象になったのかを検証した北京大学国家発展研究院副教授の席天揚氏らの学術論文によれば、任期中に高い経済パフォーマンスを挙げた役人ほど、汚職摘発を受けやすいという明らかな傾向がみられたという。つまり、胡錦濤政権期までなら「能力がある」として出世を遂げ、同時にそれなりの蓄財を行ってきたような「勝ち組」ほど、摘発の対象になったというわけだ。この「目立つ勝ち組」にペナルティを課して庶民の怨嗟を和らげる、という手法には、現在行われている成功したIT企業へのペナルティと共通する性質を感じ取ることができよう。

「コロナ禍による雇用不安

21年になって「共同富裕」が強調され始めた背景のひとつは、コロナ禍

図1 都市調査失業率の推移



(出所) CEIC Data

もう一つ、我々が想起すべきは「反腐敗キャンペーン」の成功体験である。12年、第18期中央紀律検査委員会第2回全体会議において、習主席は「トラ」（高級幹部）も「ハ

で雇用が不安定化し社会の不満が高まっていることがあげられる。中国政府は他の主要国に比べて失業者に手厚い保障を行ってきたわけではなく、何らかの手を打たなければいけなかった。中国の調査失業率は20年2月に6・2%を記録したのをピークとして、その後減少を続けたが(図1)、一方でこの数値は必ずしも実態を反映したものではないことが指摘されてきた。特に重要なのは、農村から出稼ぎで来ている農民工がカウントされていないことである。専門家の推計によると、3月期の最も雇用状況が厳しかった時期における都市における失業者数は7000万〜8000万人、失業率にすると約20%に達していたという(張, 2020)。

その後失業率は低下していくが、サービス業を中心に、需要ショックに見舞われた産業、特に零細な中小企業は、政府からの援助を全く受けられない中で、高い技能を持たない、周縁的な労働者の雇用を減らすことで危機をしのいでいる、という構図が明らかになっている。また、失業率が低下した後も、新卒の大学生が満足のない就職先を見つけれないという問題や、賃金の停滞といった問題が指摘されている。

もともと、中国共産党には世論を気にするポピュリズムの傾向がある。習指導部は20年来のコロナ禍でサービス業を中心に都市の雇用機会が奪われ、貧富の差がさらに拡大しつつあることへの庶民の怨嗟が極大化しつつあることを正確に把握している。行政機関にはその意向を付度し、22年秋の党大会を前に大企業たまたまで歓心を買おうとの思惑もあるとみられる。

ただし、「共同富裕」によってこれまでの経済政策が根本的に転換することはないだろう。中国当局がいう「第1次分配」は資本や労働、土地といった生産手段の分配だが、政府はむしろ、積極的に市場メカニズムを導入して効率化を進めている。たとえば、20年3月30日、中国共産党は「生産要素市場のより完全な配置体制とメカニズムの構築に関する意見」を発表、土地・労働・資本・技術・データといった5大生産要素について、市場メカニズムに従い、効率性の高い配置を実現することを強調している。さらに、20年10月29日に中国共産党第19期中央委員会第5回全体会議にて発表された第14次五年計画の建議においても、コロナ後の中国の中長期の成長計画におけるキーワードとなる「国内大循環」に関し、「国内市場

生産ライン、分配、流通、消費の各環節において産業独占と地方保護を打破し国民経済の良好な循環をもたらすもの」と定義、生産要素の市場流通を通じた供給側改革の促進という性格が明確にされていた。

このように考えれば、今回の一連の締め付けは中国経済の下押し圧力にはなるものの、経済の大きな減速は避けるよう当局は何らかのテコ入れを行う、と見たほうが良いだろう。ただ、このような生産要素の市場流通はむしろネオリベリズム(新自由主義)の政策に近く、その推進を続ける限り、経済格差は拡大していく。「共同富裕」でうたわれたような平等な社会を実現するには、この方向性を見直すことが必要だが、今のところその兆しは見られない。このような、経済格差を生み出す根本的な原因の改善に手を付けることなく、「一部の「目立つもの」をたいて庶民層の怨嗟を和らげようとしているのが、「共同富裕」の名の下で提起されている一連の政策の本質」と言えよう。このいわば綱渡りのような危うい経済運営を、習政権はいままで続けるのだろうか。少なくとも22年の党大会までは、目が離せない状況が続くだろう。

《参考文献》

- 川島富士雄(2021)「中国の産業政策をよむ(中) 競争政策、巨大ITに照準」『日本経済新聞』21年9月1日
- リサーチ&アドバイザリー部中国調査室(2021a)『第14次五年計画(2021〜2025年)計画綱要』を公開しリスク防止と安全保障の意識が高まる」『MUFGBank(中国) 経済週報』第494期、21年3月23日
- リサーチ&アドバイザリー部中国調査室(2021b)「浙江は「高品質の発展と共同富裕模範区」に指定される」浙江から見る中国の将来像とは」『MUFGBank(中国) 経済週報』第506期、21年6月22日
- Xi, Tiangang, Yao, Yang and Qian Zhang (2018) "Purifying the Leviathan: The Anti-Corruption Campaign and Changing Governance Models in China," mimeo.
- 張斌(2020)「政治局會議首提「六保」 背後：就業市場巨大圧力如何緩解？」『新浪財經』20年4月19日
<https://finance.sina.com.cn/money/smj/smdt/2020-04-19/doc-ircyvh8683143.shtml> 21年5月31日アクセス

社会保障の課題分析

～ポスト・コロナ時代のリスクに向けて～

澤田 ゆかり 東京外国語大学 大学院総合国際学研究院 教授

新型コロナは国民に公的医療や生活保障の必要性を皮膚感覚で実感させ、世界各国で「福祉国家の復権」が加速する可能性がある。そのような国際的な環境の中で、中国の社会保障改革の動向と課題を分析する。

新型コロナと社会保障の動向

新型コロナウィルスの世界的拡大は、各国で医療と社会保障における従来の制度改革を問い直す契機となった。バラムキ型の福祉や政府債務の膨張を招く社会保障への批判はいつとき鳴りを潜め、新自由主義の総本山と目されてきた米国すら国民の生活保障に向けた大型の現金給付に踏み切った。また欧州や韓国では全国民に一律の給付を保障するベーシック・インカムが現実味のある政策として検討されるようになった。

新自由主義的な改革（公的部門の縮小、民営化、規制緩和など）にブレーキをかけて、社会保障の充実へと政策を転換する動きは、コロナ以前とりわけ2008年のリーマン・ショックから各国で勢いを増していた。新型コロナは国民に公的医療や生活保障の必要性を皮膚感覚で実感させたため、こうした大きな政府の役割を期待する「福祉国家の復権」が加速する可能性がある。

以上のような国際的な動向の中で、あらためて中国の社会保障改革を位置付けてみると、それほど異質な動きを示しているわけではない。江沢民・

朱鎔基時代の中国は、国有企業をリストラし、市場競争を梃子に高度経済成長を果たして、グローバル経済の勝ち組となった。その後、SARSをきっかけに胡錦濤は国民皆保険に向けた改革に着手し、習近平政権においては格差の是正と脱貧困を重要課題に据えた。その結果、社会保障の充実は着実に進んだ。

その一方で、習政権が提唱する「共同富裕」やその手段としての「三次分配」^{注1}といった概念は、通常の社会保障とは異質な道へと進む前兆に見えなくもない。大手IT企業への締め付けと相まって、政治手法が毛沢東時代を連想させるためであろう。しかし筆者は社会保障に限定すれば、こうした動きは「文革2.0」というよりむしろ「福祉ミックスの拡張」ではないかと考える。以下、本稿ではコロナ禍における中国の社会保障面での対応を通じて、ポストコロナ時代の課題を探ってみた。またこれに基づいて、中国の特色のある社会保障制度の行方を考察する。

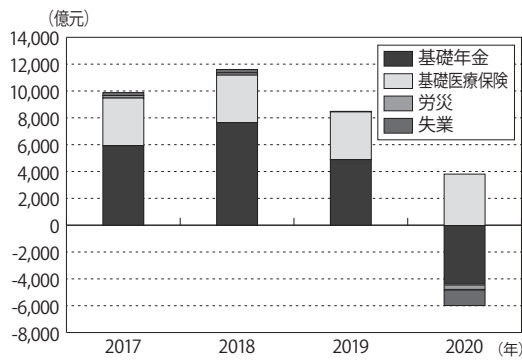
社会保険が蒙ったコロナの衝撃

19年12月に武漢市で新型コロナの患者が確認されてから、中国は都市封

鎖と企業の操業停止を含む厳しい移動制限、PCR検査の徹底でウイルスの蔓延に対応してきた。ワクチンの開発と接種が進んでからも、北京冬季オリンピックに向けて「ゼロ・コロナ」を目指し、感染者が見つかると対象地域での移動制限と大規模な検査を課す姿勢に変わりはない^{注2}。こうした防疫対策は、明らかに効果があった。中国は他国よりも早い時期（20年3月4日）にほぼ全国で経済活動を再開し、主要国のうち唯一プラス成長を20年に記録するにいたった^{注3}。

しかし新型コロナは、社会保険の限界もあぶり出すことになった。まず社会保険の本質的な問題として、不況時には保険金給付の申請が増大するのに対し、保険料収入の方は人員整理や賃金水準の低下により確保しづらくなる、という点があげられる。実際に、財政部が21年9月に発表した全国各地の社会保険基金を合算した20年の収支決算は、2008億6700万円の赤字となった。19年は8411億3500万円の黒字であったから、前年比でマイナス123.9%という大幅な減少になったことがわかる。これにより前年まで一貫して増え続けてきた社会保険基金

図1 社会保障の各年収支(2017-20年)



(出所) 筆者作成

なぜこのような違いが生じたのだろうか。すぐに頭に浮かぶのは、コロナ対応のために大規模な財政補助金が

医療保険への財政補助は 従来どおり

の残高も、20年に初めて微減(マイナス2・08%)となり、基金の安定性に陰を落とした。
もともと社会保障のすべてが赤字になったわけではない。社会保障の種類別に見ると、20年に赤字へと転落した最大の要因は基礎年金にあった。他にも失業保険と労災保険が赤字を記録しているが、金額の大きさでは基礎年金が群を抜いている。逆に基礎医療保険だけは、20年にも黒字を維持している(図1)。

表1 基礎医療保険の収入(2018-20年)

1 従業員基礎医療保険	2018年		2019年		2020年	
	億円	%	億円	%	億円	%
保険料	12,777	95.6	14,898	95.3	14,749	94.2
財政補助	79	0.6	93	0.6	138	0.9
利息	382	2.9	517	3.3	521	3.3
その他	121	0.9	130	0.8	246	1.6
収入合計	13,359	100.0	15,638	100.0	15,654	100.0

2 住民基礎医療保険	2018年		2019年		2020年	
	億円	%	億円	%	億円	%
保険料	2,487	31.2	2,773	32.0	3,049	33.2
財政補助	5,374	67.4	5,796	66.8	5,996	65.2
利息	79	1.0	88	1.0	92	1.0
その他	27	0.3	22	0.3	57	0.6
収入合計	7,968	100.0	8,680	100.0	9,194	100.0

基礎医療保険(1+2)	2018年		2019年		2020年	
	億円	%	億円	%	億円	%
保険料	15,264	71.6	17,672	72.7	17,798	71.6
財政補助	5,453	25.6	5,889	24.2	6,134	24.7
利息	461	2.2	605	2.5	613	2.5
その他	148	0.7	152	0.6	303	1.2
収入合計	21,326	100.0	24,318	100.0	24,848	100.0

(出所) 財政部 a から筆者作成。

表2 従業員基礎医療保険の利用者数の推移(のべ人数)

年	億人	1人当たり利用回数
2012	12.3	4.6
2013	13.4	4.9
2014	15.2	5.3
2015	16.2	5.6
2016	17.1	5.7
2017	18.1	6.0
2018	19.8	6.2
2019	21.2	6.4
2020	17.9	5.0

(出所) 国家医療保障局より筆者作成

この社会保障については、財政部
た要因は、むしろ支出の方にある。

「診療控え」による医療 保険の黒字

入についてはコロナ前後で大きな変化は見られないことがわかった。

医療保険」と農民を含む自営業や無業者を対象とする「住民基礎医療保険」(日本の国民健康保険に近い)があるが、財政補助の大半は後者に注がれている。保険料収入だけで比較すると前者が後者の約5倍に達しているが、財政補助を含めると1・7倍に差が縮小するほどである。これは住民基礎医療が成立時から政府補助を前提に設計されていたためであり、コロナの影響で拡大したわけではない(表1)。以上のことから、医療保険の収入についてはコロナ前後で大きな変化は見られないことがわかった。

必要因は財政補助ではなく、医療保険

と国家医療保障局がそれぞれ統計を発表しており、生育保険の扱いや費目の違いにより両者の数値には差がある。しかし、いずれも20年の収支が黒字であること、全体の収入は前年比で約2%増を示したこと、支出は約1%増であることは共通しているため、おおまかな傾向は一致している。また上記から収入に対して支出の伸びが弱かったことがうかがえる。
そこで支出の費目がより詳しい国家医療保障局のデータを参照すると、従業員基礎医療保険の加入者に費やした支出の総額は前年比で4・6%減少したことがわかった。住民基礎医療保険については、それよりも下げ幅は小さいものの2・3%減少している。さらに医療保険を利用した患者のべ人数を見ると、従業員基礎医療保険に関しては17・9億人で前年よりも15・6%減少と軒並み下がっており、加入者一人当たりの医療保険の利用回数も縮小している(表2)。住民基礎医療保険による受診のべ人数はさらに大きく下げており、20年には19億9000万人で前年比マイナス8・4%を記録した(国家医療保障局)。

表3 基礎年金の収入構成

1 従業員基礎年金 (億円)				2 住民基礎年金 (億円)			
	2018年	2019年	2020年		2018年	2019年	2020年
保険料	29,507	30,009	20,887	保険料	881	1,000	1,262
財政補助	5,355	5,588	6,271	財政補助	2,776	2,881	3,135
利息	1,008	1,149	1,129	利息	143	189	182
投資収益	699	508	1,486	投資収益	3	32	134
その他	951	921	933	集体補助*	9	9	11
収入合計	37,521	38,175	30,706	その他	59	39	220
				収入合計	3,870	4,149	4,944

3 公務員基礎年金* (億円)

	2018年	2019年	2020年
保険料	9,306	9,506	8,081
財政補助	4,022	4,731	5,448
利息	48	52	61
その他	68	167	337
収入合計	13,445	14,456	13,927

* 事業団体職員の基礎年金を含む
(出所) 財政部予算司 a より筆者作成

表4 基礎年金の支出構成

1 従業員基礎年金 (億円)				2 住民基礎年金 (億円)			
	2018年	2019年	2020年		2018年	2019年	2020年
年金給付	30,280	33,190	36,043	年金給付	2,558	2,748	2,927
医療補助	11	12	12	個人口座からの給付	301	327	379
葬儀・見舞金	750	806	874	葬儀・見舞金	34	42	46
その他	526	712	772	その他	45	31	38
支出合計	31,567	34,720	37,701	支出合計	2,938	3,148	3,391
				支出合計 (1+2+3)			
				2018年	2019年	2020年	
				47,187	51,895	54,440	

3 公務員基礎年金 (億円)

	2018年	2019年	2020年
基礎年金給付	12,575	13,872	13,180
その他	106	154	169
支出合計	12,681	14,027	13,349

(出所) 財政部予算司 a より筆者作成

保険料収入の大幅な減少を招いたのは、むしろ景気対策として企業の負担を軽減するために、使用者の拠出する社会保険料を21年2月から段階的に引き下げたことである。保険料収入の大幅な減少を招いたのは、むしろ景気対策として企業の負担を軽減するために、使用者の拠出する社会保険料を21年2月から段階的に引き下げたことである。

保険料収入が減少した背景には、前述したようにコロナ不況による人員整理や賃金水準の低迷が多少は影響しているだろう。しかし武漢を除くと、操業停止の期間は2カ月程度と限定的であった。また住民基礎年金において、保険料収入は逆に増大している(表4)。自営業者もコロナで打撃を受けている以上、もし景気が赤字の主因ならば住民基礎年金も同じ傾向を示すはずである。

次に最大の赤字要因である基礎年金について、収入と支出を確認してみよう。少子高齢化が進む中で、基礎年金はコロナ以前から保険料だけでは収支を維持できず、財政補助に大きく依存してきた。しかし図1に示したように、20年は財政補助を含めてもなお赤字になっている。この点が例年とは異なる点である。しかも財政補助自体は19年の1兆3199億元から1兆4854億元へと増額しており、そのペースは前々年を上回っている(表

3)。また支出については年金の性質上、基礎医療保険のような縮小はみられない(表4)。赤字の主因は、明らかに保険料収入が激減したことにある。基礎年金の赤字の7割を占める従業員基礎年金において、20年の保険料収入は前年の3分の2にまで落ち込んだ(表3)。この保険料と保険金給付の収支差(1兆5156億元にのぼる)が、財政補助や投資収益の増大を相殺して、基礎年金全体を赤字へと転落させたといえる。

保険料収入が減少した背景には、前述したようにコロナ不況による人員整理や賃金水準の低迷が多少は影響しているだろう。しかし武漢を除くと、操業停止の期間は2カ月程度と限定的であった。また住民基礎年金において、保険料収入は逆に増大している(表4)。自営業者もコロナで打撃を受けている以上、もし景気が赤字の主因ならば住民基礎年金も同じ傾向を示すはずである。

「共同富裕」は福祉国家の夢を見るか
ここまで見てきたように、コロナ禍

保険料収入が減少した背景には、前述したようにコロナ不況による人員整理や賃金水準の低迷が多少は影響しているだろう。しかし武漢を除くと、操業停止の期間は2カ月程度と限定的であった。また住民基礎年金において、保険料収入は逆に増大している(表4)。自営業者もコロナで打撃を受けている以上、もし景気が赤字の主因ならば住民基礎年金も同じ傾向を示すはずである。

これらの保険料の引き下げは、もともと高齢化と労働力の流出が進行し収支が悪化していた地方の年金基金を直撃した。財政部予算司の「中央社会保険基金決算状況説明」によれば、黒龍江、遼寧、青海の3省では年内に従業員基礎年金が底をついたため、中央調整基金注から再分配を行ったが、それでも年金給付が困難な状態を脱することはできなかった。最終的には中央財政と従業員基礎年金から新たな資金を上記3省に投入することで、ようやく年金給付が可能になった。この資金援助は総額681億元にのぼり、中央財政が181億元、地方(各地の従業員基礎年金)が500億元を負担した。その結果、遼寧に356億元、黒龍江に298億元、青海に27億元が配分され、保険料収入の不足を補うこととなった(財政部予算司b)。

表5 失業保険の収支

(億円)

収入	2018年	2019年	2020年
保険料	1,015	1,060	786
財政補助	10	0	7
利息	134	173	144
合計	1,171	1,249	953

支出	2018年	2019年	2020年
保険金給付	405	360	414
医療保険給付	101	88	97
葬儀・見舞金補助	1	1	2
職業訓練・紹介補助	90	5	1
技能向上補助	1	21	32
雇用安定補助	N.A.	N.A.	478
合計	1,050	1,284	2,110

に際して中国の社会保険は、企業の保険料負担を軽減し雇用の安定に貢献するという対応をとった。失業保険の収入と支出項目も、このことを示唆している。20年の保険料収入は前年度の4分の3にまで縮小する一方、失業保険金の給付額は雇用安定補助費を下回った(表5)。

その代償となったのは、社会保険自体の安定性であった。とくに基礎年金において、リスクは顕著となった。しかも仮にコロナに見舞われなかったとしても、少子高齢化の加速により基礎年金の収支が悪化することは避けられない。また税と社会保険の減免措置は、コロナ前から景気対策として導入されていたことを考えると、この

傾向は今後も続くと思われる。基礎年金の健全化に向けた対策としては、産児制限の緩和と子育て支援が既に始まっているが、即効性がなく人口構造の逆転にいたるとは思えない。むしろより効果が見込めるのは、定年退職年齢の延長である。これについては、段階的な年金受給年齢の引き上げを可能にすることから、現在もつとも実現性が高い。しかし、雇用機会を奪われかねない若者や早く年金を受給したい高齢者、あるいは祖母に孫の世話を期待する子育て世帯からの反発は大きい。

以上のように、社会保険を主柱とする既存システムのリスクは明らかであり、新たな社会保障の財源を求める必要がある。習近平時代の社会保障政策でもつとも効果を挙げたのは脱貧困であったこと、税と社会保険については負担軽減の志向が根強いこと、また民間企業と個人の寄付・慈善を「二次分配」として推進し始めたことを考えると、現在進行中の改革は市場経済に親和的な新自由主義的要素を多分に含んでいるといえる。「共同富裕」が指し示す先にあるのは、福祉国家の復権よりも新自由主義的な市場経済と既存の社会保険が並存する「福祉ミックス」に近いのではないかと。



注1: 生産による一次分配、税と社会保障による再分配に対して、企業や個人の寄付や慈善事業への出資を指す。

注2: たとえば直近では、上海フィズーランドが来園者のうち1人のコロナ感染を確認すると、10月31日の発表直後から園内の来客に対して二斉検査を行い、翌日から2日間の休園を決定した。11月2日までのべ5万6460人の検査を完了し、すべて陰性と判明したため、3日からフィズーランドは再開となった。(新華網)

注3: 国家統計局の1月18日の発表によると、20年の中国のGDP成長率は前年比(実質ベース)で2.3%を記録した。

注4: 18年から20年にかけて、財政補助の98%は住民医療保険に向けられてきた(財政部a)。

注5: 医療保障局データでは1.7%、財政部データでは2.2%。

注6: 医療保障局データでは0.9%、財政部データでは1.2%。

注7: うち通常の外来は16.7%減、慢性病等の特別外来は8.8%減、入院は12.3%減となった。

注8: 中央調整金は地方間の年金基金の収支差を緩和するため、18年に新たに設けられた制度である。中央政府は20年2月に社会保険料の段階的引き下げを通過すると同時に、従業員基礎年金に占める中央調整金の比率をそれまでの3%か

ら4%に引き上げて、地方の年金給付に備えていた。

【参考文献】

● 財政部予算司 a 「全国社会保険基金收入決算表」、全国社会保険基金支出決算表、「全国社会保険基金支出決算表」各年版。

● 財政部予算司 b 「關於2020年中央社会保険基金決算狀況的說明」、21年6月29日掲載 http://yss.mof.gov.cn/2020zyjs/202106/20210629_3727288.htm 11月5日閲覧。

● 国家信息中心・共享經濟研究中心「中国共享經濟發展報告(2021)」、国家發展和改革委員會ウェブサイト、21年2月22日掲載 <https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/jd/wsdwhfz/202102/P020210222307942136007.pdf> 10月31日閲覧。

● 国家医療保障局「2020年全国医療保障事業發展統計公報」、国家医療保障局ウェブサイト、21年6月8日掲載 http://www.nhsa.gov.cn/art/2021/6/8/art_7_5232.html。

● 人力資源和社会保障部「2020年人力資源和社会保障事業發展統計公報」、21年7月26日掲載 <http://www.mohrss.gov.cn/Syrlzyshjzbz/zw/gk/szrs/tjgb/202107/W020210728376021444478.pdf> 11月2日閲覧。

● 新華網「上海迪士尼重新对公眾開放」21年11月4日 http://sh.news.cn/2021-11/04/c_1310288599.htm 11月5日閲覧。

1. 米国による諸規制

バイデン政権は、「トランプ政権の対中政策は、方法は別として、基本的には正しかった」との認識の下に、対中諸規制はそのまま継承し、21年3月の「国家安全保障戦略の暫定指針」では、「中国が唯一の競争相手」と位置付け、同盟国等との連携方針を明らかにした。

他方、米議会は、一貫して対中強硬姿勢を維持しており、米政府の政策の具体化の遅れ等に対して不満を表明し圧力をかける構図となっている。

◆輸出管理等の対象・運用の拡大

(1) 輸出管理改革法 (ECRA)

による「新興技術」「基盤的技術」の規制

議会からは、ECRA成立後3年経つが規制の具体化が遅いとして批判されている。商務省は、国際競争の条件均等化のためにも、国際レジーム合意を目指すのが基本であるとして、新興技術については既に38品目を規制し、内37品目は国際レジームでの規制を実現したとしている。新たな新興技術規制案と基盤的技術案については、間もなく規制案を公表するとしているが、後者については、20年に実施した軍事エンドユース・ユーザー規制において追加した米国独自品目に含まれているとしている。

(2) Entity Listの積極活用

Entity List(原則禁輸)については、21年4月に中国のスパコン関係7組

織を掲載した(国立スパコンセンター、飛騰信息技术有限公司等)。「極超音速兵器その他多数の先進兵器の開発に不可欠」というのが指定理由となっている。

また、人権侵害関連(監視・生体認識等)の組織も含め、7月には、中国23企業等を掲載した。

(3) 軍事エンドユース・エンドユーザー規制の強化

同規制については、20年6月に中国向け軍事エンドユーザー規制の新規導入や、対象品目の拡大等がなされ、さらに12月には、「軍事エンドユーザー」のリストが公表された(中国は半導体ファウンドリーのSMICを含む57組織)。民生品であつても原則不許可の運用となる。

(4) FIRRM A(外国投資リス

ク審査現代化法)の運用強化

FIRRM Aは20年2月に全面施行されたが、コロナ禍の混乱下で中国企業による西側企業の買収拡大の動きに欧米豪等が一斉に警戒を強め、米国では、施行間もない5月に細則を改定して規制を強化した。具体的には、事前届出対象は国有企業と27の重要業種だが、業種の枠を撤廃して、輸出許可が必要となる相手からの投資を全て事前届出対象とした(10月に施行)。

◆米国内の情報通信分野での中国企業の排除

(1) 情報通信技術等サプライチェーン・セキュリティ確保大統領令の施行
中国企業製情報通信機器等の民間分野での取引を制限するための大

本誌では、2019年4月号と9月号の2回、「米中の貿易管理政策と日本の対応」との記事で当時の動向を解説した。その後2年以上が経過し、米国ではバイデン政権に交代したが、米中の諸規制は尖鋭度を増しているように見える。対話の兆しも多少ある一方で、安全保障、人権、台湾・香港等の各問題を巡り、緊張は高まっている。

米中の経済安全保障関連規制の最新動向

● 一般財団法人安全保障貿易情報センター(CSTEC)事務局

統領令の暫定最終規則がトランプ政権末期に公布され、主要産業団体は強く反対したが、予定通り3月に施行された。「外国の敵対者」として指定された中露等6カ国の企業等の一定の「情報通信技術・サービス（ICTS）」であつて、著しい、または容認できないリスクを招来する場合に、政府が職権で調査し、取引の可否を決定できる（企業側も許可申請可能）。

(2) 外国敵対者からの米国機微データ保護大統領令の施行

トランプ政権下で、TikTok等アプリ禁止の大統領令が出されたが、一部が地裁で敗訴したことも踏まえて、バイデン政権はこれを撤回し、新たな個人情報保護策を120日以内に提言するよう商務省に命じた（6月）。

(3) FCC（連邦通信委員会）による中国の通信関連企業の排除

「安全で信頼できる通信ネットワーク法」に基づき、中国企業5社を国家安全保障への脅威に指定し、政府補助金を利用して通信機器を購入することを禁止するとともに、撤去・交換のための助成が開始された（3月）。さらに、認証禁止・取消規則案を6月に公表し、政府補助金の利

用の有無にかかわらず、政府・民間問わず全面排除する方針を打ち出した。また、チャイナユニコム等3社の事業免許取消に向けた手続きを開始したほか、チャイナテレコムの免許を取り消した（10月）。

◆証券取引等の資金提供規制の強化

(1) 軍事企業集団、軍民融合企業等への資金提供規制

トランプ政権下で、国防権限法1999に基づく「中国軍の所有・支配下にある企業リスト」掲載企業（44社）について、20年11月に株式売買・保有の禁止措置が大統領令により打ち出された。ナスダックでの上場厳格化や連邦公務員年金基金等での運用制限等が先行していたが、さらに強化された。

他方、小米が差止めを求めて提訴し、地裁でこれが認められたことを受け、除外することで合意がなされた（5月）。そして、同リストを衣替えし、「防衛関連企業+監視技術企業」と定義した「中国軍産複合企業リスト」として大統領令が発出されたが（59社）、当初リストにあった18社は掲載されていない（中科曙光、中国中車、小米等）。

(2) 外国企業説明責任法の成立と

施行準備

資金提供規制としては、外国企業説明責任法が、大統領選後の20年12月に全会一致で可決・成立した。3年続けて監査情報を開示しなかったり、中国政府・共産党の支配下になつたことの証明義務が果たされない場合には、上場廃止するというもの。5月に細則のパブコメを募集し、施行に向けた準備が進められている。

(3) 中国企業の上場計画時における情報開示要求方針

米証券取引委が、7月末に、後述する中国政府による一連の中国企業の海外上場規制を受けて、米国での上場計画時に、追加的に情報開示を義務付ける方針を公表した。

これは、上場時に多くを占めてきたVIEスキーム（ケイマン諸島等の第三国を迂回して上場する特殊な契約スキーム）に関する内容、リスク等とともに、中国政府の承認の有無、撤回リスク、外国企業説明責任法の理解等の開示を求めるもの。

◆信頼できるサプライチェーン構築に向けた動き

(1) 「米国のサプライチェーンに関する大統領令」の発行

バイデン政権発足から間もない2

月に大統領令を発し、まず重要部材4品目（半導体製造および高度なパッケージ、EV用を含む大容量電池、医薬品および医薬品有効成分、戦略的重要鉱物）のサプライチェーンのリスク評価・対応を100日以内に提出するよう指示した。その他の6分野については、1年以内の報告書を要求している。

(2) 重点4品目について、報告書を発表

6月8日に発表された報告書では、国内生産強化や、G7、Quadと連携しての安定調達を謳われている。また、中国による巨額の産業補助金や過剰生産が不安定要因だとし、USSTRが対抗するタスクフォースを設立し、「米国単独または多国間による強制措置」を検討するとともに、追加関税の発動も検討するとしている。

◆半導体関連の規制動向

21年の1月1日に成立した国防権限法2021では、半導体分野の強化のための「CHIPPS法」が包含されたほか、「多国間半導体セキュリティ基金」という安全で信頼性のあるサプライチェーンの開発・構築のための基金の設立が謳われている。

同盟国・協力国との間で新組織を設立して、助成措置を共同で講じるとともに、規制の共通化を図り、半導体技術の中国への輸出許可方針を実質的に米国と同等とするよう求めている。

なお、超党派のUSSC（米中経済・安保調査委員会）報告書（6月）や公聴会（9月）では、「新興技術」、「基盤的技術」の検討の遅れを指摘し、早期規制を強く求めているが、「基盤的技術」として以前例示された中には、半導体製造装置・関連ソフト等も含まれている。また、有力議員は、中国で多数ある半導体設計企業に対する半導体自動設計ソフト（EDA）の輸出規制を要請している。

◆人権侵害関連の規制

米ホワイトハウスは、6月24日に「中国新疆における強制労働についての新たな措置」との文書を公表し、以下のような点も含めて紹介し、改めて厳しい姿勢を明らかにした。

(1) グローバル・マグニツキー法に基づく当局者や支援企業に対する金融制裁

新疆ウイグル自治区の人権侵害については、トランプ政権でのジェノサ

イド認定を継承している。そして、EUが3月に30年ぶりの対中制裁を発動し、自治区の幹部など中国当局者4人と「新疆生産建設兵団」を対象に制裁を行ったが、これに合わせ、米英加も共同声明を発出し、同様の制裁を行った。

(2) 強制労働関与企業の製品の輸入規制

トランプ政権末期には、ウイグル産綿花とトマトを全面輸入禁止とした。21年7月には、ウイグル産品を全面輸入禁止とする「ウイグル強制労働防止法案」が上院で可決された。これは、強制労働に関わっていないことの举证責任を輸入者側に課するもの。

(3) 太陽光発電パネル関連の輸出規制

中国が5割以上の世界シェアを誇る太陽光発電パネル関連製品が、ウイグルでの強制労働に関与しているとして輸出入規制が発動された。6月には、太陽光パネル等のシリカ系製品大手企業の製品が輸入禁止とされるとともに、ポリシリコン関連で知られる中国新疆5企業・団体がEntry Listに掲載された。

(4) 米国6省庁が「新疆での強制労働に係るサプライチェーンリスク

留意事項」を共同勧告

7月に、20分野の製品の強制労働関与を指摘し、新疆ウイグルに係るサプライチェーンや投資に「直接・間接に関与するビジネスは、米国内法違反と企業評価面の高いリスクあり」と警告している。強制労働関連の第三者監査は「十分信頼性ある情報源ではないかもしれない」と指摘し、監視関連企業とは、「取引停止に着手すべき」としている。

金融機関に対しても、米財務省の金融犯罪取締ネットワークプログラムにおいて、強制労働等関与も、報告が義務付けられる「疑わしい取引」の対象となると警告した。

◆包括的対中対抗法案の「米国イノベーション・競争法案」

米上院が6月に可決し、その後下院と調整が行われている「米国イノベーション・競争法案」では、振興のための財源手当部分と、中国に対する包括的な規制・対抗法案がオムニバスのに包含されている。後者のうち、特に「戦略的競争法案」については、中国政府・議会等は強烈的な反発を示し、撤回を要求している。

(1) 「2021戦略的競争法案」
議会在政府に授權し義務付けた規

制・制裁法にあるにもかかわらず、十分実施しておらず、完全な履行が必要不可欠との認識を表明。

規制についての同盟国等とのハーモナイズ促進／大学等での外国資金受入・各種契約についてCFIUSの審査対象化／中国からの撤退、生産施設移転のための支援プログラム策定義務／中国共産党の影響力への対抗基金等／中国の軍事施設を設けている国への支援制限の義務付け／米国・台湾間のパートナーシップの大幅強化／北京五輪の外交的ボイコット等。

(2) 「中国の挑戦への対抗法案」

米国へのサイバーセキュリティ弱体化活動や、米国企業等の企業秘密の窃取に関与する外国企業等を対象に、金融的制裁中心のペナルティ。従来の相場だったEntry List掲載から大きく強化されることになる。

◆香港自治侵害に対する制裁と警告的勧告

(1) 財務省OFAAC（外国資産管理室）による駐香港高官7人を制裁
7月16日に、香港自治法等に基づき、駐香港連絡弁公室勤務の中国政府高官7人をSDNリストに掲載し、金融制裁等を発動した。これら

の高官と「著しい取引」をしている企業、個人、金融機関も制裁対象となる。

(2) 米国4省庁共同勧告「香港で事業を行う企業のリスク・留意事項」

香港での事業リスクとして、各種法令による技術流出や報復リスク等を指摘し、「米国の制裁に従わない場合、米国法に基づく行政罰および刑事罰が科せられる可能性がある」と警告した。高官7人に対する制裁と同時に公表されたことから、金融界にも大きなインパクトを与えた。

TOPICS
2. 中国による諸規制

◆中国輸出管理法の施行

商務部が17年6月に草案を公表して以降、全国人民代表大会常務委員会（全人代常務委）が19年末から審議を行い、20年10月に草案を可決し、12月に施行された。しかし、下位規則や規制対象品目がまだ公表されていない。

三度にわたり日米欧三極の主要産業団体が連名で意見書を提出し、「投資・貿易環境に著しい悪影響を及ぼす」として、再輸出規制、みなし輸出規制（組織内）、輸出先での最終用途等の確認等の不明点の確認や再

考要請を行った。しかし反応はなく、むしろ、いったんは削除された「発展・利益」目的や報復規定の復活、域外適用による外国組織等への責任追及の追加等、懸念が拡大する結果となった。

◆「輸出禁止・輸出制限技術リスト」の大幅拡充

20年8月末に、商務部は、対外貿易法下の「技術輸出入管理条例」に基づくリストの大幅拡充を公表、即日施行した。米国が例示している「新興技術」と類似した広汎な内容となっており、19年6月に国家発展改革委員会が検討表明していた「国家技術安全管理リスト」構想を実質的に代替したものであると思われる。

◆対抗報復法制の整備

(1) 「信頼できないエンティティ・リスト」制度の施行

19年6月時点で構想があったが、20年9月19日に即日施行された。これは、国際経済貿易および関連活動において以下を対象とし、貿易・



当ジャーナル2019年4月号と9月号のCISTECレポート

との正常な取引が妨げられた場合に、中国政府への報告を義務付け、中国政府が「不当な域外適用の状況にある」と判断した場合、

投資・入国・ビザの制限、禁止や、情状に応じた相応の刑事罰、その他の措置が制裁として規定されている。

● 「中国の主権、安全、利益に危害を及ぼす」者

● 「正常な市場取引原則に違反」し中国企業等と「正常な取引を中断」、「差別的措置」、「合法的な権益に深刻な損害」を与える者
現時点で、リスト掲載された事例はない。

(2) 「外国法・措置の不当な域外適用の阻止弁法」の施行
21年1月9日にやはり即日施行となった。他国の制裁法規等の域外適用により、中国企業等と第三国企業

中国企業等がこれに従うことの禁止令を发出可能とし、被害企業は損害賠償請求が可能とされている。

(3) 包括的報復法制である「反外国制裁法」の施行

全人代常務委において非公開で審議され、6月10日に施行された。以下の行為に対する包括的な報復法制となっており、商務部の報復法制とは異なり、国際経済取引上の「差別」等に限定されない。

● 外国規制、制裁による「不当な差別的措置」

● 「抑制・抑圧」、「内政干渉」、「主権、安全、発展の利益を害する行為」制裁内容としては、ビザ発給停止・取消、国内資産凍結、関連取引等の活動禁止・制限、その他必要な措置となっており、家族・直系親族、企業幹部、親会社・子会社も対象になり得る。いかなる者に対しても（外国企業も含む）、外国の差別的措置の実行・協力の禁止をし、被害企業等は、差止め、損害賠償請求が可能とされている。また、中国政府による報復措置の実施・協力義務を、やはりいかなる者に対しても課すことができる。

発動要件が抽象的に過ぎ、中国政府の裁量次第で制裁発動が可能であ

ること、通常の契約条項（免責、契約解除、外国での仲裁等）の可否が明確でなく、商取引が不安定になること等、問題が大きく、外国企業の股裂き、踏み絵局面が尖鋭化する可能性がある。

◆データ統制三法の施行

17年のインターネット安全法に続き、「データ安全法、個人情報保護法（それぞれ21年9月、11月施行）」がそろい、データ管理について規制が強化された。

◆中国企業の海外上場規制の導入

21年6月までは、中国企業は米国市場で過去最高のペースでIPOが進められてきたが、7月に入り中国政府による規制が相次いで打ち出され、時価総額が大きく落ち込むこととなった。

根拠規定は、國務院の「証券分野の違法活動を嚴重に取り締まる方針」、サイバースペース管理局の「海外上場前のサイバーセキュリティ審査規則」等であるが、ネット利用企業のほとんどが対象と指摘されている。

目的としては、海外への機微情報等の流出防止（IPO資料や米国「外国企業説明責任法」対応、ネ

ットビジネス等を通じて）、前掲のVIEスキームによる迂回上場の規制や、教育ビジネスの非営利化の一端等がある。

◆民営企業に対する統制強化

20年秋以降、アリババ等のネットビジネス企業に対する規制が独占禁止等の観点から行われ、21年の7月以降は、学習塾、ゲーム、報道機関等の特定ビジネスの否定・制限措置が講じられている。これらのドラスティックな規制の背景、根拠として、以下のような重要文書がある。

（1）「新時代の民間経済統一戦線の強化に関する意見」（20年9月）

●「民間経済の規模が拡大し、リスクの挑戦が著しく増加し、民間経済人の価値観や利益の主張がさらに多様化し、民間経済統一戦線が新状況に直面」。

●「民間経済人のイデオロギーと政治活動の基盤を絶えず構築」／「愛国的な献身、法律を守る経営、起業家精神の革新、社会への還元モデル」／「標準化された正常化教育・育成システムを形成」／「主要な国家戦略への民間経済の動員」／「統一戦線の商工会議所による組織的力」の促進。

（2）「中国共産党組織工作条例」（21年5月）

「組織力の向上を重点として、企業、農村、機関、学校、病院、研究所、街道・社区、社会組織等の基層党组织の建設を大いに強化」するとされ、民営企業にも党组织を通じた党中央の集中統一指導を貫徹するとされた。

（3）「共同富裕」方針と「3回目の分配」（Ⅱ寄附）の提起（21年8月）

過度な高所得の規制と所得再分配の必要性が強調され、寄附も分配方式の柱とされた。

◆重要講話「習近平の法治思想」に基づく「外国に関わる法治」を含む「重要分野の立法の積極的推進」方針

（1）重要講話「習近平の法治思想」

20年11月の習近平国家主席による重要講話で「習近平の法治思想」が打ち出された。「法治」と「徳治」による相互補完の必要性と、「国家ガバナンス」、「人民の日増しに増大する美しい生活への需要充足」の2点が必要な法整備の柱とされた。

「良法善治によって新しい業態、新しい方式による健全な発展を支援」するとされ、「国内法治と外国に関わる法治の統一」の推進を堅持し、外

国に関わる法治活動の戦略設計を加速させる」旨が指示されている。

（2）「法治政府建設実施綱要（2020～2025年）」の公布（21年8月）

同綱要を含む「二計画一綱要」で、「習近平の法治思想」に基づく「法治」推進を強調し、「重要分野の立法の積極的推進」を行うとしている。重要分野としては、国家安全、技術革新、公共衛生、文化教育、民族宗教、バイオセーフティ、生態文明、リスク予防、独占禁止、外国に関わる法治等が挙げられている。

TOPICS

3. 小結

上記に見たように、米中双方が様々な対抗規制を打ち出している中、その狭間で、日本企業を含む産業界、金融界が踏み絵、股裂き局面に直面する可能性があり、難しい局面となってきた。

また、重要講話等での「外国に関わる法治活動の戦略設計を加速させる」との方針を含めて、「重要分野の立法」がどう具体化されるのかの注視も必要となる。

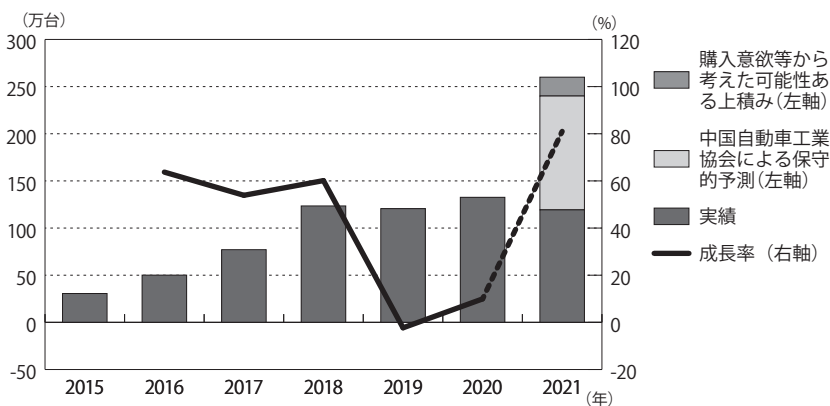
時々刻々

2021年の中国の自動車市場は、後半以降の半導体不足や東南アジア等のコロナ禍によるサプライチェーンの不安定さの影響を受けている。一方で新エネルギー自動車人気はすさまじい。その要因を探りつつ、時々刻々と躍動する中国 CASE の最新情勢を追う。

中国CASEの最新情勢と北京MaaS およびカーボンニュートラルへの取り組み

有田 直矢 上海萊弥信息諮詢有限公司(インサイト) 東京事務所 顧問

図1 中国のNEV 販売台数の推移と2021年予測



(出所) 中国自動車工業協会のデータをもとに、上積み等を含めインサイトが作成

中国電動化の最新情勢

中国の自動車市場は2021年、前年のコロナ禍からの継続した回復で前半は好調だったが、後半以降半導体不足や、東南アジア等のコロナ禍によるサプライチェーンの不安定さによる供給不足で、全体としてはマイナス成長になりそうだ。22年も少なくとも前半、中国自動車業界全体としては、そうした負の遺産が



2021年4月上海モーターショーの米テスラ展示 (筆者提供)

引き継がれていく可能性が高い。一方で、新エネルギー車(NEV)の販売は好調だ。21年は前年比倍増以上を記録しそうで、日本の新車市場の半分以上となる250万(300万台規模になりそうだ。従来車の販売不調も相まって、月によっては新車販売に占めるNEV比率が20%前後にまで達している。この20%というNEV比率は、中国が25年の年間で実現を目指している目標だ。それより4年も前に、瞬間的ながら既に達成しつつあるところに、現状の中国でのNEV人気のすさまじさが感じられる(図1)。

米テスラやNIO、Xpeng、LiXiangなど中国新興、BYDなど従来OEMのNEV販売は、22

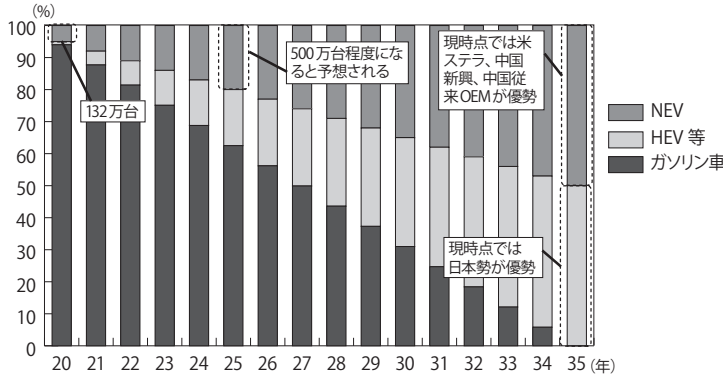
年も好調を維持しそうだ。なぜ中国でNEVが人気なのか。いくつかの要因がある。

第一に、商品ラインナップの豊富さが挙げられる。日本でも話題になった宏光MINIEVなど格安EVは、宏光MINIEVのみならず実に様々な商品があり、一方でNIO、LiXiangなどは30万円以上のラグジュアリーブランドで、日本人には想定できないほど豊富なバリエーションに富んだEV商品が目白押しで、消費者から見れば選択肢の幅が広い。

第二に、バッテリーの充電、あるいは交換のインフラ整備が急速に進んでいること。中国の充電スタンド数は現在、少なくとも200万本を超えており、以前まではスタンド1本を3台のEVが奪い合う構図だったが、現状は1本に2台のEV程度の割合に近づきつつある。NEV販売の急拡大と同時に使用環境も急速に充実してきている。

第三に、グローバルな米アップルの動き以外でも、中国ではスマホ製造大手のシャオミが自動車進出に乗り出し、OPPOも研究を開始とも報じられ、また、バイドゥも吉利(Geely)との合弁で「集度

図2 中国における新車販売比率の推移予想(イメージ)



(出所) 各種情報をもとにインサイツが作成

「JIDU」を立ち上げ、22年4月の北京モーターショーで第1弾モデルを発表するなど、第二次自動車新興ブームともいわれ、業界が固定化することなく、躍動的なことも大きい。

第四に、まだ一部自然発火などの報道はあるものの、バッテリーを中心とした技術力が急速に高まり、安定性・安全性・高機能性が増したことで、中国ではEVの航続距離が極めて重視されるが、NEVC基準ではあるものの、400キロ、500キロが既に当たり前になってきてい

る。そうした背景のもと、中国各社はNEVの海外輸出も盛んに行っており、自国の巨大市場を背景とした、まさに中国が提唱する「世界のEV強国」への道に邁進している(図2)。

また、電動化として広く取れば、HEVも引き続き注目だ。日産は21年9月、中国においてe-POWER第1弾「シルフィ」を発表した。これで、トヨタ・ホンダを含め日系主要3社が、中国にHEVをそろえたことになる。中国は35年、HEV含むエコカーの販売比率を50%に設定している。現状のHEV比率は3%ほどのため、今後15年で15倍以上に化ける市場であり、中国勢も長城(Great Wall)、上汽(ROWE)等が独自のHEV技術の蓄積などを進めている。

中国自動運転の最新情勢

中国ではバイドウが嚆矢となった自動運転タクシーで、スタートアップ各社が相次いで参入、その後淘汰整理を経て、現在では結局バイドウ含む数社のスタートアップにより、北京、上海、広州、深圳など大都市ではもちろん、長沙や滄州など地方都市の一部でも、一般人が気軽に自



2021年4月上海モーターショーのQCraft展示(筆者提供)

動運転タクシーをお試しできる状況になっている。

主にトラックの自動運転に注力している図森未来(TuSimple)は21年4月15日、米NYナスダックに株式上場し、初めての自動運転関連上場企業になった。車両単体で自動運転レベル3あるいは4を実現、高速道路での追尾走行なども可能で、自動運転で最も早く実用化されると考えられているトラック分野でも、TuSimpleに限らず、中国各社が力を入れている。

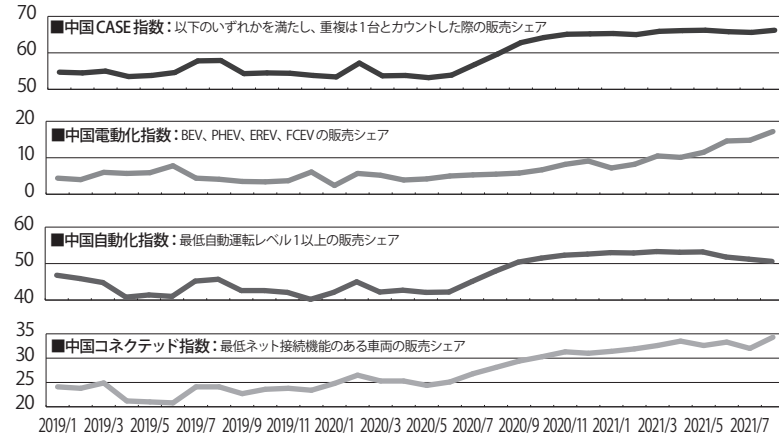
18年に発表されたバイドウ「アポロン」がやはり先駆けとなった自動運転バスの分野で、まずそのバイ

ドゥが21年8月5日、「アポロン」を発表、Maasを含めた活用を検討している、とした。また軽舟智航(QCraft)は、蘇州・武漢・深圳でチャイナモバイルと連携して、5Gによる無人公共バスの運営を行っている。独自の有料バスを發行、採算が取れているとは思えないが、課金によるビジネス化に進んでいる。

タクシー、トラック、バスの自動運転化をすべて網羅している文遠知行(Weride)は21年9月9日、自動運転バンというコンセプトを発表、製造は江鈴(JMC)、活用は配送大手の中通快通(ZTO Express)というスキームを確立した。実践投入はまだ先になるかもしれないが、都市内での配送車両無人化に先鞭をつけた形だ。

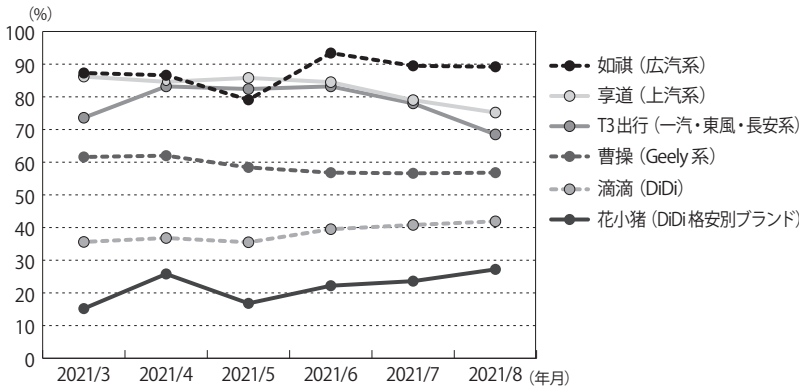
以上のような激しい動きのある中国自動運転業界だが、やはりその中心にいるのはバイドウだ。バイドウは既に5都市で自動運転タクシー「Apollo Go」を展開しているが、25年には有人従来タクシーと無人自動運転タクシーのコストが逆転すると見込み、24年までに展開都市数を現在の5都市から30都市までに拡大する予定で、自動運転サービスの統合プラットフォームを「フレイッシュ・

図3 中国乗聯会が毎月発表する中国新車販売における CASE 指数



(出所) 乗聯会発表のデータをもとにインサイトが作成

図4 中国配車サービス車両・運転手ライセンス取得済みによるサービス受注件数比率



(出所) 中国交通運輸部発表のデータをもとにインサイトが作成

されておられ、その規制対応のため、配車サービス以上にコストがかさみ、難しいとされている。相乗りでは滴滴 (Didi) よりもシェアが大きいとされる嘀嗒 (Dida) は、20年10月に香港での株式上場のため目論見書を提出していたが、それ以降、音沙汰がない。急激にユーザー数を減らしている、ともされ、規制対応のため、DidaはDidiよりも苦戦している可能性がある。

さてそのDidiこそ、中国ライドシェア配車サービスの覇者だが、21年6月末、米NYでIPO (新規株式公開) を行った。スタートアップながら世界的にも類を見ない急成長を果たして超巨大プラットフォームになったものの、そのひずみとして極めて多くの紆余曲折を経たDidiにとって、実に悲願のIPOだった。しかしその直後、中国当局から「サイバーセキュリティ審査」の対象となり、アプリの新規ダウンロード、ユーザー登録が全面的に禁止された。

現在でもDidiのオフィスには複数の中国官庁スタッフが常駐、「審査」が行われているとされ、既存ユーザー向けへのサービス提供は行われているものの、欧州進出や、自動運

転など新規事業も完全にストップしている状態。この機を逃すまじと色めき立っているのが、その他のベンダーだ。そもそも中国当局は、配車サービスの規制強化を進めており、車両とドライバーにそれぞれライセンスを付与、双方ライセンスのある状態でのサービス件数の比率を20年後半から毎月公開している。その中でDidiの比率は50%にも満たない劣等生。格安の別ブランドに至っては30%未満と、劣悪と言ってもいいほどのレベルだ。一方、これが80%前後に達している優等生が、T3出行 (一汽・東風・長安系)、享道 (上汽系)、如祺 (广汽系)、それら国有系よりはやや比率は劣るが、曹操 (Geely系) などOEM系配車サービスだ。

中国シェアードの最新情勢
中国でライドシェアと言えば、もう大方配車サービスを指すようになってきている。一つは、カーシェアの淘汰が加速していること。各地

にカーシェア用EV車両が放置される「EVの墓場」が誕生していることから分かるように、短い距離であればシェアサイクルの方が便利だし、やや遠くであれば、自分で運転する必要なく、配車サービスの方が便利で安い。地価高騰もあってカーシェア用駐車場数は限られ、中国ではカーシェアがビジネスとして成り立たないのが実証されつつある。

もう一つは、相乗りサービス。後述の配車サービス同様、規制が強化

「プレジャー」と命名、また、ハンドルもペダルもシフトもない、AIで学習して乗客の快適さを追求し続ける自動運転レベル5「自動車ロボット」コンセプトを21年8月18日に発表と、意気軒昂だ (図3)。

もう一つは、相乗りサービス。後述の配車サービス同様、規制が強化

されておられ、その規制対応のため、配車サービス以上にコストがかさみ、難しいとされている。相乗りでは滴滴 (Didi) よりもシェアが大きいとされる嘀嗒 (Dida) は、20年10月に香港での株式上場のため目論見書を提出していたが、それ以降、音沙汰がない。急激にユーザー数を減らしている、ともされ、規制対応のため、DidaはDidiよりも苦戦している可能性がある。

図5 バイドウ ACE インテリジェント交通エンジン 2.0



(出所) バイドウ発表の情報をもとにインサイトが作成

これらOEM系配車サービスは、いずれも自動運転による配車サービスの可能性を積極的に模索しているが、そのうち曹操はスタートアップ元戎啓行 (DEEPROUTE) と協業、トヨタが東京オリオンピック・パラリンピックの選手村で「e-Palette」を投入、試験サービスを展開したように、親会社であるGeelyのお膝元、浙江省杭州市で行われる22年アジア大会で、曹操による自動運転配車サービスが披露される可能性がある。

ともかく、T3 出行と曹操とも調達資金の使途として明言している

のが、ドライバーの環境整備だ。思えばDIDIはIPO前、中国当局から「ドライバーへの支払いが不明瞭」との指導が入っていた。つまり、プラットフォームがドライバーから搾取しすぎているのではないかと、という疑惑だ。DIDIは以降、アプリ上でのドライバーへの支払いを明確化するなどの工夫を続々と発表しているが、この問題もまだ完全に収まっているわけではない。

巨大テックやプラットフォームへの締め付け(いじめ)という方向で論じられることが多く、あまり指摘されないことだが、DIDIのこうした中国当局からの度重なる指導の蓄積が今の「サイバーセキュリティ審査」につながっている可能性もある。事業の急拡大の他、国有・従来企業としての「忠誠・遵法」を強調して、当局に目を付けられないよう細心の注意を払って、DIDIの超巨大シェアを侵食しようとしているのが、現在のOEM系配車サービスベンダーである。

中国 MaaS 最新状況

先述の、バイドウが発表した「アポロンII」は、MaaSとして、例えば地下鉄駅から職場まで、バス停か



新興 Xpeng は EV の他、空飛ぶモビリティ等にも注力 (筆者提供)

ら自宅までなど、ラストワンマイルにおける活用が視野に入れられている。

また、バイドウは21年7月28日、「バイドウ Apollo インテリジェント交通白書」を発表、バイドウによるインテリジェント交通エンジン「ACE」の実績をまとめつつ、「ACE」をグレードアップして「ACE 2.0」を披露した(図5)。2.0では従来の1(デジタル基盤) + 2(自動運転・路車協調のスマートエンジン) + N(複数のアプリケーション) という枠組みを1 + 3 + Nに改編、スマートエンジンに「MaaS」を追加した。

バイドウが提唱するMaaSは依然不透明な面が多く、またMaaSは自家用車以外の全ての交通手段による移動を一つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たなモビリティ・コンセプトととらえるべきで、例えば「アポロンII」という車両をもってMaaSとするのは難しい。ただ、「ACE 2.0」構成図ではマップと近い位置にMaaSが置かれているため、バイドウも後述のような形態のMaaSを構想しているようだ。

20年7月号における拙稿では、シームレスなモビリティ・サービス・コンセプトとして、DIDIの取り組みを紹介した。ただDIDIは現在、上述の通りの状況であり、新たな展開をここでもとめるのは難しい。そこで今回は別のケーススタディーとして、中国デジタルマップ最大手の高德(Amap)の事例を取り上げたい。

Amapは基本的には 구글マップの中国版と考えて差し支えない。中国版グーグルのバイドウもデジタルマップの有力ベンダーであるが、数年前からAmapが中国においては絶対的な支持を得ている。直近、バイドウも盛り返しているが、Amapの優位性は現在も崩れてはい

ない。

Anapはアリババの100%子会社で、決済においてはアリペイとの連携がスムーズな面もあり、純粋なマップやルート検索などの他、自社で車両を持たない、配車サービスプラットフォームとしても伸長している。バイドゥが自社の自動運転タクシーサービスを自社のマップ上でサービス展開しているのとは違い、AnapはWeRideや安途(AutoX)など自動運転スタートアップと協業、それらスタートアップがサービス提供しているエリアでAnapを使用すれば、それらの自動運転タクシーを利用できる。

そのAnapが19年、北京市交通委員会など市当局と連携してスタートさせたのが、「北京交通グリーン・モビリティ一体化サービスプラットフォーム」、通称「北京Maas」だ。

北京Maasは、公共バス、地下鉄、歩行、シェアサイクル、配車、航空、鉄道、長距離バス等すべての交通に関する動態データをリアルタイムに整合、ユーザーに最適な移動ルートを提案する。「自家用車の運転を少なめに、植樹をより多く」を合言葉に、交通渋滞の緩和、エコ、環境保護効果があるものとされ、現

在までに登録ユーザーは3000万人以上、世界初の1000万人以上が利用するMaasプラットフォームになっているという。

20年9月、この北京Maasで、バイドゥマップも参画し「全市緑化炭素排出減少メカニズム」をスタートさせた。アプリの利用頻度などに応じて排出減ポイントを獲得できるようになり、21年8月末までに1442・9万人がこの取り組みに参加している。ただし、北京MaasはあくまでもAnap主体のようで、ほぼ同じスキームを今度はバイドゥが主体となつて広東省広州市で実施し始めている。いわゆる廣州Maasだ。

北京Maasについて言えば、例えば、ユーザーは自宅から職場まで、Anapのナビに従い、シェアサイクルで1キロ先の地下鉄駅に行き、地下鉄で15駅進み、ナビに従って職場まで徒歩5分方向かう、とすると、5000グラム分の排出減ポイントを獲得できる。自家用車を使用していれば排出しているだろ半分がポイントとして蓄積される。現在の設定では、1000キロ相当で北京交通カード100元分を充てんできるコードが入手できるという。

Anapは21年9月4日、市の都市

整備を担う国有企業、北京市政路橋建材集団と1・5万トンの排出量取引を成立させた。つまりAnapは、北京市政路橋建材集団から資金を調達、それを北京Maasユーザーが貯めているポイントの原資として、ユーザーに還元するスキームを確立したことになる。北京市政路橋建材集団としても、コストはかかるが、今後より厳しく管理される可能性が高い排出枠から、溢れている分を整理でき、SDGs取り組み企業としての宣伝費用と考えれば、安いものになる可能性がある。



2021年4月上海モーターショーのバイドゥ展示ブース (筆者提供)

今後Anapの資金調達先は北京市政路橋建材集団のみならず、排出枠に収まらない排出企業に順次拡大されるのが予想される。還元が多様化すれば、ユーザー数もますます増え、北京Maasも拡大していくという好循環が考えられる。また、バイドゥが広州で開始しているように、この北京モデルが、中国の各都市でコピー展開していく可能性もある。中国では30年カーボンピークアウト、60年カーボンニュートラルの「3060ダブル・カーボン戦略」が進められており、日本と同様、どこもかしこも「3060ダブル・カーボン戦略」の話題でいっぱいだ。本稿で触れてきたモビリティ各社もすべて、この戦略達成に向けたロードマップを整備、それに向けて着々と動きつつある。

その中でも、Maasと排出量取引を組み合わせたAnapの北京Maasは、興味深い試金石になりそうだ。北京と言えば、ちょうど22年2月、冬季五輪が開催される。北京Maasは設立時、既に冬季五輪期間中における市内交通のスムーズさ確保を課題の一つに掲げていた。北京冬季五輪で、日本からもその片鱗が伺えるかもしれない。

SPECIAL REPORT ②

座談会 2022年の関西と中国

関西と中国の経済関係は、関西財界が国交正常化前の1971年に訪中を実現して以来、親密な交流の歴史が重ねられてきた。コロナ禍にあった2021年を振り返りつつ、ウイズコロナ・ポストコロナの新年、さらには25年の関西・大阪万博に向けたビジネス展望を共有する。

鈴木琢也 伊藤忠商事株式会社開発調査部シニア・コーディネーター 関西担当部長
根来 宜克 大阪商工会議所 国際部長
●司会 今村 健二 一般財団法人日中経済協会関西本部事務局長

今村 本日は、2021年をレビューしながら22年以降、25年の関西・大阪万博に向けて、「関西と中国」の切り口からどのようなことが期待されるか、ご意見を伺えればと思っております。そこでまず私からいくつかの視点を紹介してみたいと思います。

関西と中国の経済交流の現状

今村 関西（近畿2府4県…大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山）と中国との間の貿易構造は、半導体等電子部品や電気回路等の機器などの中間財を中国に輸出し、中国の工場で携帯電話やパソコン、音響機器などの最終財に加工した後に輸入するということが特徴で、これを背景としても強い結び付きが見られます。貿易額をみますと、20年は対中輸出・輸入ともに4兆円を超え、対中

輸出は前年比4・3%増、輸入はコロナ禍の影響で前年比4・7%減でしたが、特に注目したいのは、中国との貿易のシェアは関西が輸出26・8%、輸入33・1%で、全国の22・1%と25・8%を超えていることです。こうした傾向は継続していきまして、

21年の上半期の貿易も好調で、関西の対中輸出は前年同期比21・4%増で、シェアは25・8%と全国の21・6%より高くなっています。また対中輸入は前年同期比9・5%増とプラスに転じ、シェアはやはり全国のそれを超えて30%台をキープしています。

次にインバウンドについては、コロナ禍で外国人の宿泊客はほぼ無くなつたわけですが、19年当時の関西（2府8県）の外国人延べ宿泊者数は、大阪、京都を中心に約2803万人泊でした（大阪府56・6%、京都府

31・9%、兵庫県4・6%等）。中国大陸からは、延べ約977万人泊の方々が来られて、買い物や宿泊、飲食を含めた1人当たり旅行支出額は約21万3000円に上り、関西経済に大きく貢献していました。

さらに関西経済全般を設備投資金額の推移で見ますと、製造業は20年が14・9%減と落ち込みましたが、21年は10・8%増となり、非製造業についても20年の22・7%減から12・7%増に転じ、全体傾向として投資意欲は上がってきているようです。

関西と中国の主要な経済交流を少し振り返ってみますと、近いところでは12年当時になりますが、森詳介関西経済連合会会長と佐藤茂雄大阪商工会議所会頭が共同団長となって関西財界代表団が訪中し、習近平国家副主席（当時）とお会いしたことが

挙げられます。その後の訪中団の計画は、コロナ禍もあって実現していませんが、関西の経済界は、国交正常化前の1971年に訪中を実現して以来、中国との親密な交流関係の歴史を着実に歩み続けています。

主なトピックスを挙げれば、74年7月に「中華人民共和国展覧会」が大阪の万博記念公園で開催されたことを皮切りに、76年に中国駐大阪総領事館が開設され、その後、江沢民国家主席、李鵬総理、温家宝総理、胡锦涛国家主席をお迎えし、19年のG20大阪サミットに習近平国家主席が出席されるなど、多くの国家指導者が来阪されました。10年の上海万博には「大阪館」の出展がなされたことも特筆すべき出来事の一つでした。

ご紹介はこのくらいにしまして、21年ほどのような年だったか、コロナ禍の中で経済界、大阪商工会議所でも様々な取り組みをされていたと思えますので、それぞれのお立場からお話しただきたいと思えます。

鈴木 まず中国全般ですが、21年は1〜4月の第1四半期でGDPの前年同期比は18・3%増と、コロナからの急激な回復を見せました。4〜6月もさらに発展しまして7・9%増。7〜9月は不動産不況が少し響いて

4・9%増と歯止めがかかっています。他方、中国が諸外国に輸出している商品の生産は順調に進み、先ほど触れられた電子部品・部材の輸出は非常に堅調です。

とりわけ関西は、こうした商品を生産している中小企業が多いので、関西経済はその恩恵を受けたと言えると思います。半導体は、20年9月頃から米中関係の冷え込みが顕著になった影響が否めない部分がありますが、それ以外の商材は増えています。

コロナ禍で、中国からアジア諸外国に生産拠点を移したところもありますが、アジアの新興国はコロナ禍に今なおあえいでおり、工場がストップしている部分も散見されます。中国生産への回帰現象も含めて、中国での需要が増え、関西からの対中輸出が増えた部分もあり得ます。特にスマートフォンやEVの部品を生産している関西企業は多く、その恩恵を非常に受けていると思います。

一方で中国の内需は、これまで日本へのインバウンドで物を買ってきた中国人が旅行できず、越境ECが中国の消費に貢献しました。越境ECは、これまでも中国で右肩上がりに伸びてきましたが、コロナ禍を起爆剤として



鈴木琢也氏

急勾配で伸びました。特に消費者に商品の魅力をより分かりやすく伝えられるライブコマースがすごく普及し始めております。

わが社の鈴木善久副会長は大阪商工会議所の中国ビジネス委員会委員長を拝命しておりますが、彼の社長時代、私は伊藤忠(中国)集団有限公司総経理(北京駐在)であり、今に至るまでサポートさせていただいております。21年度の委員会でも、中国の内需拡大消費を牽引するライブコマースをテーマに扱っていただいております。非常に興味深い取り組みになると思っています。

根来 21年度は、ご存じの通りコロナの関係でインバウンドはほぼ動きがなかったり、人の往来がなかったところ、残念ながら仕方がなかったところだと思っております。また、20年度に大阪商工会議所を含む関西経済界で中国訪問団を予定されていたのがコロナで延期になり、21年度も引き続きコロナの状況で訪中がなくなっただけということも、残念なことの二つであ

つたと思えます。

一方で、2点申し上げたいと思います。1点目は、鈴木さんから仰っていたように、ビジネスやモノの動きは回復してきております。特に私ども商工会議所は、各種の貿易関係証明を発給していますが、20年度の一般の貿易証明発給件数は、19年度に比べて全体で14・9ポイント減少、その中でアジア全体は9・6ポイント減少、中国は7・8ポイント減でした。

21年度は、4月から10月22日まで数字ですが、20年度比で増加傾向にあり、アジア全体では2ポイント増、中国に限れば1ポイント増ということ、コロナ禍で20年度に続き苦しい状況が続いているとはいうものの回復傾向にあつて、非常に希望を持てることです。今後は、ウイズコロナの中でも景気が回復し、さらに拡大することが期待されると思っております。

また商工会議所は経済連携協定(EPA)に基づく特定原産地証明書の発給事務を行っており、今までは中国は関係がなかったのですが、22



根来宜克氏

年1月以降に中国を含む地域包括連携協定(RCEP)



今村健二(司会)

が発効されると、回復がさらに進むことを期待しているところです。

2点目は、やはりご指摘の越境ECについては、インバウンドがなくなったこともあつて、越境ECやライブコマースに非常に関心が高く、私どもも、セミナーに加えて10月に商談会をさせていただきました。非常に人気があり、多数の方に面談していただき、今後も引き続きこのような活動を続けていけたらと思っております。

お二人とも仰ったように、中国との取引が大阪・関西は全国に比べ非常に高く、たいへん重要なパートナーであると思っております。コロナ禍で少し低調になつていたところはありますが復活しつつあり、22年はさらに、ウイズコロナ、ポストコロナという形でインバウンドや人、モノの往来が発展していくことを期待しているところです。

関西経済の強みと中国

今村 ウイズコロナ、ポストコロナをも念頭に、関西経済の強みと中国との関わりについてさらに具体的に伺い

たいと思います。関西企業は、グリーン、ライフサイエンスといった分野で多様な技術を有し、医薬品、水素ガス、リチウムイオン電池など高い国内シェアを持っていますが、鈴木さんほどのような分野に注目されていますか。

鈴木 ヘルスケアを挙げたいですね。けいはんな（京阪奈）学研都市、正式名称は関西文化学術研究都市ですが、東の筑波研究学園都市と共に、東西の日本を代表する学研都市です。



(上) 遼寧省葫蘆島ライブコマース基地での実況、(下) 遼寧省葫蘆島ライブコマース基地(2021年9月25日、日中経済協会撮影)

ヘルスケアは待たなして進めていく必要がある事業であり、国の政策となつています。これは日本とベクトルが間違いなく一致しますので、今後に期待したいと思います。

それからEVです。現在、中国のEVの主流は日本円で300万〜400万円相当のものも売れていますが、最近の話題のEVは中国の値段で2万8800元、48万円相当とも聞きます。GM系の五菱社の「宏光」というブランドで、中国で

非常に話題になって売れている。特に北京、上海など中国の超大都市の通勤ラッシュは日本の東京、大阪に匹敵する、もしくはそれ以上ですから、コロナ禍でこれを避けるために自家用車通勤がものすごく増えているんですね。その中で50万円以下となると売れますよね。

ここには、ヘルスケア事業の基幹産業化を目指す「けいはんなヘルスケア開発地域構想」もありますし、中小のベンチャー企業も増えてきておりますので、今後、そうした技術革新を進めている日本企業と中国のベンチャー企業が特区などで提携するケースが増えていくことが予想されます。

中国での登録自動車メーカー850社のうち、EV開発の数は300社もあるということで、中国はEVで世界のトップに行きつつある。EVの部材も実は関西の企業がかなり作っており、ここでも関西企業は恩恵を受けていると言えらると思います。中国のEV産業は既に日本の何

年も先に行っていますので、今後この分野でも、関西企業と中国との絆がますます強まるのではないかと思います。

根来 関西のヘルスケアは、日本の中でもアカデミア含めて非常に力があり、江戸時代から製薬業者が集つてきた道修町（どしやまち）というところもあります。

少し前のことになりましたが、在阪の製薬企業が中国と合弁会社を設立されたり、他の健康・医療関連企業もマーケットを求めていかれたりといったことが活発になり、また、国としても「アジア・アフリカ健康構想」という政策があり、国・地域によつて非常に環境が違うので二筋縄ではいかないとこころはあるのですが、日本が課題解決先進国と言われている中で、日本式の介護や医療などのノウハウ、サービスを含めて、アジアなどに展開していくという動きになっていますので、そういうところまで広がっていけば良いと思つています。

ライフサイエンスの分野では、けいはんな（京阪奈）もありますが、京都・大阪・神戸の3つの商工会議所でライフサイエンス振興懇談会というものを設置しています。大阪は手代木功副会頭（塩野義製薬代表取締役社長）、

神戸は家次恒会頭（シスメックス代表取締役会長兼社長CEO）、京都は村田恒夫副会頭（村田製作所代表取締役会長）にメンバーになつていただき、関西におけるライフサイエンス産業の振興について議論いただいています。

大阪・京都・神戸それぞれで頑張るのはもちろんですが、関西が連携して強みを活かす取り組みを進めていく、海外についても、国の「アジア・アフリカ健康構想」の中で、関西として展開できるところはお互い協力して拡げていけるのではないかと考えています。

それから、全国的に脱炭素、カーボンニュートラルが注目を浴びています。大阪・関西において水素関連などの取り組みを牽引する企業のほか、関連分野の要素技術を含めて、中小企業も含む連携を深めていければと思つているところです。

「未来社会の実験場」大阪・関西万博

今村 さて、関西で今一番大きな話題としては大阪・関西万博があります。基本計画が発表され、各国の参加を呼びかけて、様々な関連事業などの公募が続いています。ご存知の通りテ

「マは」のち輝く未来社会のデザイン」で、コンセプトは「未来社会の実験場」です。

25年の4月から半年で2800万人の来場を見込んでおり、そのうち海外からは350万人。会場建設費は1850億円と見積もられておりまして、関西のGRPの2%に相当する2兆円の経済波及効果が想定されています。関西には大学や研究機関もたくさんありますので、智能集積産業集積を活かしたイノベーションが期待されるところです。

鈴木 中国のパビリオン参加も決定しましたので、今後は日中両国の政府および民間ともに、それに向けた協業の作業を続けていきたいと思えます。弊社も微力ながら、直接、間接を問わず、万博の開催を応援していきたいですし、中国からのご参加を心より歓迎しています。

根来 そうですね、中国に出展していただけることは地元・大阪として有難いなあと思えます。多くの方々に来ていただければと思っています。そして国際博覧会としての「未来の実験場」ということで、先端的な技術やサービスなどをお互いに披露し合って、万博を踏まえた「ビヨンドエクスポ」つまり、これを契機にさらに、技術交流やビジ

ネス交流が発展することを期待しています。

万博以外のところで言いますと、大阪はいろいろなビッグプロジェクトが目白押しで、24年に「うめきた（梅北）2期地区開発プロジェクト」が街開きを予定しており、それ以外に、中之島の大阪大学医学部の跡地に未来医療国際拠点も24年に設置される予定です。それから、22年4月に大阪府立大学と大阪市立大学が統合し大阪公立大学が設立・開学されますが、24年には、この新しいキャンパスが森ノ宮にできる予定です。さらに、国立循環器病研究センター等が移転した北大阪健康医療都市「健都」には、22年度中をめどに国立健康・栄養研究所も移転する予定です。

東京オリンピック・パラリンピックが終わって、中国では22年に冬季オリンピック・パラリンピックがあります。関西では25年の万博はもちろん、こうしたビッグプロジェクトを通してコロナによる停滞からしつかり復活できればと思っています。

日中国交正常化50周年に際して

今村 22年は日中国交正常化50周年という節目の年を迎えます。関西と中国には、25年の万博やこれと相前後す



中関村創業大街
(2019年6月、日中経済協会撮影)

るビッグプロジェクト等に向けて、明るい展望がみえてきているように思われます。一方、米中関係や経済安全安全保障問題などに関わるリスクマネジメントが日々求められる

中、関西の中小企業人のみならず私たち自身も、果たして中国のビジネス現場を正しく理解できているのか、模索を続けている状況もあります。こうした問題認識も交えながら、50周年に向けたお考えをお聞かせください。

根来 50周年に具体的に何か、ということはこれから検討というところで、せつかくの機会ですので、新しいことを何かやるということもあるかもしれないませんが、50周年記念という形での既存事業を含め、この機会に何かができる」と相互の交流意識もさらに高まる」という意義があるのではないかと考えています。また、先ほど言われた

ビジネス現場への正確な理解のために、会議所としては、客観的データに基づく情報を伝える必要があると思つています。

それから中国のビジネス現場の実

態として、いままでの安く作れる製造工場としての中国から、いまでは世界トップクラスのハイテクを含めた研究開発が進んでいる部分があると思えます。そういったところでの新たな関係構築は、知財保護など懸念されるところは払拭しつつ、一定のルールに基づいたところでの新たな関係を、50周年に向けて考えていければと思います。

鈴木 深圳と北京の中関村は、いまや先端技術の世界のセンターになっていますから、その辺りと、知財対応はしつかりしつつ、関西との新しい交流に取り組みたいですね。

その中で重要なのはやはり人材です。わが社では社員4300人のうち千数百人は中国に語学研修に派遣し、皆1年間ものすくく勉強してHSK（中国政府公認の中国語検定試験）6級（最高レベル）を取っています。

また、伊藤忠商事にとつての22年は、72年3月に大手商社として初めて中国国務院の認可を得て日中貿易を再開した50年目の節目の年でもあり、これまで以上にビジネスを通じて交流を深めていきたいと考えています。

今村 相互に学び合う人材を継続的に増やしていきたいですね。示唆に富むお話をありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で日中間の往来交流が困難な昨今にあって、遼寧省は日本の地方自治体との間で積み重ねた地域経済交流の歴史を踏まえながら、未来を見据えて新たな交流の枠組み構築にも意欲的に取り組んでいる。本稿では、その実状を当協会瀋陽事務所から紹介する。

日中地域経済交流の新たな視座 — 遼寧省の交流の枠組み創新

趙焱 一般財団法人日中経済協会瀋陽事務所 首席代表

1. 日本との交流実績

日中平和友好条約締結40周年であった2018年は、日中間のハイレベルな地方交流が脚光を浴びた。5月に北海道札幌市で第3回日中知事省長フォーラムが開催され、遼寧省の唐一軍省長(当時)を含む中国5省の省長、副省長が来日し、7道県知事と意見を交換した。安倍晋三総理(当時)と中国の李克強総理がそろって開幕式に出席するなど、地方交流のさらなる発展に対する期待と気運が高まった。

同年、遼寧省は特に活発な動きを見せ、7月には神奈川県との友好提携35周年記念事業での同県知事訪問、8月には富山県知事の友好訪問を受け入れたほか、2年以内に日本の全都道府県との往来を達成するという

交流目標を掲げた。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響によって日中間の往来交流は困難な状況下にあるが、遼寧省は省市レベルで日本と締結した19組の友好都市関係(21年8月末現在)を基礎としながら、日本との地域経済交流に意欲的に取り組み続けている。

2. 遼寧省の対日交流の新展開

21年8月30日、遼寧省政府が主催した「遼寧省・日本友好交流大会」において、劉寧省長(当時)が日本との友好交流・協力の重要性を再認識し、その強化を図るために本大会を開催すると述べたことを念頭に、遼寧省が日本との交流を今後どう展開していくと考えているのか、交流大会をはじめとする取り組みから整理してみる。

① 遼寧省・日本友好交流大会の概要

遼寧省からは劉寧省長、陳緑平副省長、徐岩秘書長、応中元外事办公室主任(当時)、宋彦麟商務庁長、オンラインで孔鉉佑・中国駐日本国大使館特命全權大使など、日本側からは片江孝巳・日本国駐瀋陽総領事館総領事、オンラインで黒岩祐治・神奈川県知事、新田八朗・富山県知事、達増拓也・岩手県知事、南里隆・佐賀県副知事などのほか、両国の地方代表や友好関係者が参加した。

劉寧省長は、日中双方が経済貿易グリーン低炭素、教育・医療、文化交流などの分野で協力を強化し、友好都市が関係促進の役割を果たし、互恵・ウィンウィン、共同発展の実現に向かうことに期待を表明した。孔鉉佑大使は、遼寧省が今後とも自らの可能性を掘り起こし、日本の各地

方との交流・協力関係をさらに深め、より多くの新たな強みを育てて発展するものと信じる、と述べた。日本側参加各県は、遼寧省と経済貿易、医療・観光などの分野で実務的な協力を強化し、交流範囲を拡大し、双方の共同発展を促進すると表明した。

また、遼寧省長と岩手県知事は、オンラインで「遼寧省と岩手県との友好交流協力協定」に署名した。岩手県知事は、9月23日に当協会と東北4省区が共同主催した「2021年



2021年日中経済協会会議—於遼寧で講演する陳緑平・遼寧省副省長

日中経済協力会議「於遼寧」の基調講演（ビデオ）で、同協定の締結を公表した。

②遼寧省の地域経済交流の枠組み創新
遼寧省は北東アジアの中心に位置し、中国の工業、改革開放、生態、科学教育文化観光の「大省」であり、日本とは経済貿易交流が活発で、文化交流も密接である。現在、遼寧省は、習近平主席の東北地域、遼寧の振興発展に関する重要講話と指示を着実に実行している。高い水準の開放型経済の新体制を建設し、全力でビジネス環境の市場化、法制化、国際化を進め、全面的、全方位的な振興を加速しているところである。

遼寧省政府は、現在の国内外の情勢に適応した交流形式の創新（例えばオンラインとオフラインの結合）を図ることで、重点的に日本の友好都市との交流・協力に取り組んでいる。「Web対話」のような新しいツールにより各自自治体との協力を活発に行い、日本との民間交流を牽引し、熱意を持って日本との交流を継続している。その好例が、21年10月28日の「第13回遼寧省・神奈川県・京畿道3省県道友好交流会議」である。

同会議は3省県道をオンラインで結び、それぞれの対外交流部門責任者

からの挨拶および関連分野の専門家による講演等を通じて、友好交流関係の深化、途切れることない実務協力の推進、「グリーン、低炭素、スマート、文化、活力」を備えた都市建設の加速を目指した。

本会議の歴史を振り返れば、遼寧省が1983年に神奈川県、93年に韓国の京畿道と友好関係を締結し、3者は相互に友好省、県、道の関係となった。遼寧省と両地域は長年にわたり多くの分野で交流・協力して大きな成果を上げ、99年に「3省県道友好交流会議」の交流メカニズムを確



2021年日中経済協力会議「於遼寧の低炭素経済・環境分科会」の様相

立したものだ。2年ごとの各地持ち回りでの開催となり、2021年は遼寧省が主催した。

③「都市再生」等住民に寄り添う交流
遼寧省は神奈川県、京畿道とともに、成功経験や技術革新の実践を共有しながら、第13回会議のテーマを都市再生」という住民に寄り添う課題とし、住みやすい都市、グリーン都市、スマートシティ、文化都市の建設に努める考えである。こうした交流を経て

QOL（クオリティ・オブ・ライフ）と都市の競争力が不断に高まり、人々の獲得感、幸福感、安全感がより一層充実され、保障されて、持続可能なものとなっていくことが期待される。

第13回会議では、3人の専門家が次のテーマで講演し、経験を共有した。
● 邢銘・遼寧省城郷建設集団党組副書記、副董事長、総経理。「遼寧省の都市再生事業」

● 荒川剛・Fujisawa SSTマネジメント株式会社社長。「生きるエネルギーが生まれる街 藤沢の持続可能なスマートシティ」

● 鄭珧燮・韓国高陽市都市再生支援センター主任。「韓国の都市再生新政策 および京畿道の事例」

遼寧省は、未来を展望し、友好都

市交流には重大な意義と責任があると認識している。22年に日中国交正常化50周年という歴史的な節目を迎えるにあたり、遼寧省と日本との地域経済交流の枠組みを創新し、日中経済協会および各自自治体、関連企業などとの交流・協力関係をさらに深化させ成果を上げていくことが、遼寧省の質の高い発展と国の外交関係への貢献につながるの考えであろう。

3. 今後の当協会の取り組み

最後に、以上の遼寧省の事例を基に、今後の当協会の取り組みについて考察して筆者のまとめとしたい。22年以降、当協会が中国東北方4省区と共に「日中経済協力会議」を開催するにあたっては、中国東北方の振興政策をフォローし、現地政府との連絡を密にしながら、日中双方の経済各方面のニーズを適合させて、ビジネスと関わる情報の収集・発信にツールも活用して努め、実務的なマッチングの機会を引き続き模索することが必要になるだろう。同会議だけでなく、コロナ禍が収束すれば、2018年のような活力に溢れた地域経済交流が再び始まることを期待される。当協会として様々な場面で積極的に役割を果たしていきたい。

2021年9月23日に開催された「2021年日中経済協力会議―於遼寧」は、日本と中国東北地方3省1自治区（遼寧省、吉林省、黒龍江省、内モンゴル自治区）との経済協力の促進を目的に、00年からほぼ毎年、中国東北地方あるいは日本において継続してきた。今回は新型コロナウイルス感染症対策のため、前半（午前）はオンライン視聴を取り入れた初のハイブリッド形式を採用。本レポートではリアル会議のみであった後半のテーマ別分科会の注目を紹介し、遼寧経済活性化のニーズを浮き彫りにする。詳細は『2021年日中経済協力会議―於遼寧 報告書』を参照いただきたい。（連絡先：日中経済協会業務部主任・蔵田）。

レポート「2021年日中経済協力会議―於遼寧」 分科会の注目点

一般財団法人日中経済協会 日中東北開発部会事務局

設備製造(ものづくり)分科会

テーマ別の三つの分科会では、担当副省長あるいは副秘書長から省政府を代表した政策方針説明の基調講演が行われた。設備製造分科会と低炭素経済・環境分科会はいずれも姜有為副省長が時間をずらして講演し、ヘルスケア分科会は李鵬副秘書長が実施した。

注目点の一つとして、3分科会の底流に貫かれた共通テーマがある。それは、14・五計画期の遼寧省が「デジタル遼寧、スマート製造強省構築（数字遼寧、智造強省建設）」を指して取り組むとする広範な産業構造調整である。

特に設備製造分科会で姜副省長は、11分野（①航空、②ハイテク船舶・海

- 洋エンジニアリング、③デジタル制御
- ④ IC、⑤エネルギー、⑥メガプラント、
- ⑦ロボット・スマート製造、⑧先進的
- 軌道交通、⑨省エネルギーと新エネルギー

表 他の分科会につながる設備製造重点分野（例）

●省エネルギーと新エネルギー	自動車、エネルギー、交通、情報、通信等が融合して発展する新たな産業エコシステムを構築し、国内を牽引する新エネルギー製造・運用基地を整備
●ヘルスケア(健康・医療)	医学画像・診断治療設備を突破口として、健康・医療の設備・キーデバイスを開発・製造。家庭や社区での新型スマート高齢者介護設備など重点プロジェクトを推進
●水素エネルギー	水素燃料電池システム、コアデバイス、素材、水素製造・貯運設備製造等分野の技術、エンジニアリング、製品開発等を重点的に展開し、水素エネルギー技術標準イノベーション基地、産業化基地を整備

⑩ヘルスケア、⑪水素エネルギー）を設備製造の重点として説明した。他の2分科会につながる「省エネルギーと新エネルギー」、「水素エネルギー」分野の説明は、日本企業のビジネス協力を訴求する要素としても注目しておきたい（表参照）。

（上席参与・十川美香まとめ）

低炭素経済・環境分科会

低炭素経済・環境分野は日中双方にとってホットイシューである。とりわけ低炭素は、中国においても、習近平国家主席が2020年9月の国連総会にて30年までのカーボンピークアウトと60年までのカーボンニュートラルの実現を掲げ、話題となった。また、同年12月の中央経済工作会议においても、21年の重点任务の一つとしてカーボンニュートラル実現に向けて「2030年以前に炭素排出量をピークに到達させる行動プランを早期に制定し、条件の整った地方が率先してピークに到達させることを支援しなければならない。」と指摘しており、省・市・自治区における関連の取り組みにも注目が集まった。

遼寧省では21年3月、2021年の方針（遼寧省政府活動報告）を公表し、グリーン化の促進や低炭素の実現を力強く進めていく旨の決意を公表した。この分科会はこのような方針の中で開催された。以下では分科会でのやりとりを簡単に整理したい。

姜有為遼寧省副省長による冒頭挨拶の後、日本側5人（うち2自治体、3企業）、中国側4人（うち1行政、1企業、2団体）がそれぞれ発表を行った。日本側は、新潟県（大連経済事務所長）が、県内において環境に優しい社会の構築に向けた取り組みを積極的に進めていること、福島県（産業振興センター上海事務所長）は、東日本大震災からの復興を進める過程で、再生可能エネルギーの利活用に向けた取り組みや水素エネルギーなどの研究に力を入れていることなど、日本の自治体レベルでの取り

組みを説明した。企業レベルでは、パナソニック、日揮ホールディングス、上海速宜環境科技有限公司がそれぞれ、自社が進めている低炭素化や環境保護に向けた取り組みや、関連製品を紹介した。

中国側はまず、中国環境保護産業協会が、全国レベルの業界団体の観点から、国内の環境保護産業の発展の経緯や現状、今後の方針について説明した。

遼寧省生態環境庁は、党中央や國務院の方針の下で、省内でもグリーン化や低炭素化に向けて関連する取り組みを行っていくと説明した。上海環境エネルギー交易所は、21年7月からスタートした炭素排出権取引の現状と今後について説明した。遼寧環境保護集団は、遼寧省を代表する業界団体の観点から、低炭素化や環境保護への対策を進めていく旨の説明を行った。

分科会のまとめについては、当事務局が行った事後アンケートにおける日本側の出席者の「声」から紐解きたい。総本気度が分かったという感想や、開始したばかりの炭素排出権取引市場の現状や方向性が分かってよかったという声があった。また、この機会を通じてビジネスチャンスを模索できたという感想もあり、情報収集や交流の場という機会を

創出した点において一定の評価をいただいた。当協会としてはこのような機会を引き続き積極的に創出していくとともに、協力の具体化に向けて今後も支援を行っていききたい。

(業務部主任・藏田大輔まとめ)

ヘルスケア分科会

本分科会は、「ポストコロナ時代における遼寧省と日本のヘルスケア産業の交流・協力」をテーマとし、中国側は遼寧省商務庁と同省藩撫改革创新モデル区管理委員会をはじめとする関連部門の協力のもと開催された。日中双方の挨拶やモデル区説明のほか、両国の企業・団体・病院より計8人が講演を行った。ここでは、ヘルスケアに関連する中国政府和遼寧省の政策動向を踏まえ、本分科会における日中の講演者の発言を基に、今後の日中協力の方向性についてまとめた。

ヘルスケアに関連する中国政府の政策として、中国共産党中央委員会と國務院は16年10月に『健康中国2030』『企画綱要』を打ち出し、30年までに国内の医療・健康システムを確立し、主要健康指標について中高所得国水準程度を目指すことを目標とした。19年

7月には國務院より「健康中国行動の実施に関する意見」が発表され、①健康に影響を与える要因への介入、②ライフサイクルにおける健康の維持、③重大疾病の予防、が三大主要任務として示された。また、遼寧省における

政策としては、16年12月に『健康遼寧2030』行動綱要にて、健康サービス業界が30年までに5000億元(約8兆6650億円)規模を目指すとした。さらに、21年8月には、「健康遼寧行動(2021~30年)」が発表され、30年までに包括的な医療サービスシステムの形成、主要健康指標を高所得国水準とすることを目指すことが示された。

本分科会において、遼寧省政府関係者からは、「遼寧省はヘルスケア産業の発展を重要な戦略と位置づけ、都市建設等を通じて高齢化社会へ対応していく。

(遼寧省衛生健康委員会・徐英輝主任)、「中日は共通のルーツ・起源を持つ健康文化を有し、近年のヘルスケア産業は新時代の世界経済を牽引する可能性があると注目される(遼寧省人民政府・李鵬副秘書長)」等、前述の関連

政策に紐づいた発言があった。また、国家級のモデル区である藩撫改革创新モデル区においても、ヘルスケアを含む6つを主要産業と位置付け、デジタル経

済との融合や発展を加速するなど、遼寧省におけるヘルスケア産業の重要性が改めて示された。

次に、中国側の企業・団体・病院の講演者からは、より具体的な取り組みとして、①ヘルスケア産業発展のため、健康水準を向上させる社会を形成すること、②オンライン診療プラットフォームでヘルスケア・医療に関連する問題点を解決すること、③シンクタンク・イベント企画等からヘルスケア産業を下支えすること等が紹介された。これらを踏まえ、同分野において日本の経験から学び、中日協力を積極的に推進すること、また日本の医療モデルと組み合わせ、漢方薬をはじめとする中国医薬の世界展開を目指すことなどが示された。一方、

日本側の講演者からは、高齢化に伴う医療・介護・保険・健康産業の重要性の高まりや、医療環境の変化が生じる中、中国の先進技術や日本の医療技術等の協働で、新たなビジネス創出が期待される旨の発言があった。

今後は、両国の共通課題である高齢化を主に据え、健康寿命・健康水準を向上させる社会づくりを目指し、日中がそれぞれ得意とする分野で協力を推し進めていくことが重要だと考える。

(業務部・平楨早彌佳まとめ)

保護法の要点と日本企業の留意点

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons) 中国弁護士
中国政法大学大学院 特任教授 劉 新宇

意取得又は匿名化措置の方法が多用される傾向があります。

4. 個別同意

保護法は、個人情報について次の5つの行為を行うためには「個別同意」を得なければならないものとしました。

- ①他の個人情報取扱者への個人情報の提供、②個人情報の公開、③公共場所での顔識別で収集した情報の公共安全保護以外の目的への利用、④機微個人情報の取扱い、⑤個人情報の国外移転

もっとも、保護法は、「個別同意」取得の方法については明確に定めていないものの、従来のように個人情報やその取扱行為の種類を問わない包括的な「同意」の取得のみで個人情報を取り扱っていると、違法となるおそれがあります。それゆえ、企業は、自社の製品・サービスの性質・機能の実現のため個々の個人情報の取扱いにあたり、行うべき告知及び取得すべき同意に関する制度や実施方法を社内規則として定めるとともに、個人情報主体からの同意取得の要否、同意取得の方式の合法性、個人の同意を取得しえない場合に適用可能な保護法に定める個人情報取扱要件の有無などについて、個別に検討のうえ実行することが必要になると考えられます。

5. 個人情報の現地化と国外移転関連要求

保護法第3章は、個人情報の国外移転について下表のような規制を行うものとしています。

対象者	概要
①重要情報インフラ運営者 ^{注1}	
②その取り扱う個人情報の数量が国家ネットワーク情報部門の基準に達した個人情報取扱者 ^{注2}	当局が手配する安全評価に合格しなければならない。
③これらいずれにも該当しない者	a) 次のいずれかの要件を充足しなければならない。 ・当局が手配する安全評価に合格すること ・規定に従って専門機構が行う個人情報保護認証を受けること ・当局が定めた標準契約に従って国外の情報移転先と契約を締結し、双方の権利・義務について合意すること ・その他法令及び当局が定める要件 b) 次の義務を履行しなければならない。 ・個人に対し、国外の情報移転先の名称又は氏名、連絡方法、取扱い目的などの法定事項を告知すること ・個人の個別同意を得ること

日系の中国現地法人や事業会社においては、企業グループ内や顧客の個人情報などを国外へ移転するにあたり、コンプライアンス体制を確立する必要があり、次の点に特に注意すべきです。

- ①個人情報の国外移転の必要性を判断し、適切な国外移転の方法を選択することによって保護法の要求に応ずること。もっとも、現時点では、個人情報の国外移転の要件としての安全評価・安全認証について有効かつ詳細な規定が定められていないため、国外の情報移転先との契約締結の方法が考えられるが、当局が定めた標準契約の公布や今後の動きが注目されること。
- ②従業員の個人情報取扱社内規則又はプライバシーポリシーを改

正して国外移転の目的、対象などを従業員らに告知し、労働関連法令を踏まえた社内手続を適正に行う体制を整え、個別同意の取得などの手続を的確に行うこと。

- ③個人情報の国外移転に起因するリスクの評価を行い、その国外移転について当局の審査を受けたときは積極的に当局との意思疎通を図り、リスク評価の結果に基づく弁明や抗弁を展開すること。

6. 個人情報取扱者の義務

保護法第5章の各規定は個人情報取扱者の義務を概括的に定め、まず、同法51条によると、個人情報取扱者においては、個人情報取扱の目的・方法、自己が取り扱う個人情報の種類及び個人の権利・利益に対する影響、存在しうる安全リスク等に基づいて次の保護措置を講じなければなりません。

- ①内部管理制度及び操作規定の制定
- ②個人情報に対する分類管理の実行
- ③暗号化、非識別化等の安全技術措置の採用
- ④個人情報取扱の操作権限の合理的な確定及び従業員への安全教育・訓練の定期的な実行
- ⑤個人情報安全事件緊急対応策の策定及びその実施の手配
- ⑥その他法律、行政法規が定める措置

そのほか、重要インターネットプラットフォームの特別な個人情報取扱義務(58条)、個人情報保護責任者の設置義務(52条)、個人情報取扱状況のコンプライアンス監査義務(54条)、一定状況下の個人情報保護影響評価義務(55条)、漏洩時の通知義務(57条)などが挙げられます。

企業は、これらの義務を適切に履行するため、自社の経営管理の特徴や必要性に基づき、個人情報の取扱いに関する実用的な内部統制制度及び事前予防策を整備することが必要となります。

7. おわりに

保護法は、サイバーセキュリティ法、民法典などにおける個人情報保護規定のほか、実務において新たな問題を踏まえ、個人情報保護のためその取扱者に対するこれまでにない厳しい規制を行うものとしており、中国において個人情報保護の新時代の幕開けとなります。したがって、日系企業は、中国国内外で個人情報を取り扱うにあたり、保護法をはじめとする中国関連法令を遵守しながら、自社の業務内容、規模、技術水準などに応じ、必要な場合には専門家に協力を要請しつつ、自社の個人情報保護の方針・措置を調整し、コンプライアンス体制を整えていくことが望まれます。

注1:重要情報インフラについては、サイバーセキュリティ法31条により、公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、金融等の重要な業界の情報インフラ、その他破壊、機能喪失又はデータ漏洩が発生した場合に、国の安全、経済及び人民の生活、公共利益に重大な損害が生じる情報インフラを意味するものと定義されています。

注2:「国家ネットワーク情報部門の基準」について、自動車分野の特別規定である「自動車データ安全管理若干規定(試行)」は、「関わる個人情報の主体が10万人を超えた個人情報」と定めています。



個人情報保護の新時代の幕開け—中国個人情報

Q 中国において近年の急速な通信情報技術の発展に伴い、個人情報の同意なき収集、不当な取扱い、漏洩などが多発し、個人情報に対する全面的な保護が急務となっていた情勢の下、個人情報の保護を専門とする法律として「中華人民共和国個人情報保護法」（以下、「保護法」という）が2021年8月20日に可決・公布、同年11月1日に施行されました。これまでの中国における個人情報保護の関連規制は、民法典、サイバーセキュリティ法、消費者権益保護法、刑法改正案（九）のほか、国家基準たる「情報安全技术 個人情報安全規範」などの各分野の法令・基準に散在していましたが、今回の保護法の制定は、個人情報保護の統一的な枠組み・指針を打ち立て、当該分野の新時代の幕開けとなります。それでは、今回の保護法にはどのような内容が定められ、企業としては、その運用などに関しどのような点に注意すべきでしょうか。

A 1. 個人情報の定義

保護法4条1項の定義規定によると、「個人情報」とは、既に識別され又は識別可能な自然人に関する電子的又はその他の方法で記録された各種の情報をいい、匿名化処理された情報は除外されます。このように、保護法は、これまでの民法典1034条2項、サイバーセキュリティ法76条等の規定が要件としていた「識別された情報又は、識別可能な情報」に加え、「自然人に関する情報」という関連性の要件も求めるものとなりました。この定義の下、自然人と関連する情報が幅広く個人情報に含まれるものと解され、例えば、ブラウザでウェブサイトを開覧した際に形成され、データを一時的に保管するクッキー（Cookie）も、端末設備情報などの情報との結合により自然人を容易に特定しうるときは、個人情報に該当します。しかし、「自然人に関する情報」についての判断基準（例えば目的、結果など）は保護法において明らかにされておらず、今後の関連する細則や実務の運用に委ねられます。

2. 機微個人情報とその取扱い

保護法は、機微個人情報についても定義規定を設け、生体認証、宗教の信仰、特定の身分、医療健康、金融勘定、移動軌跡等の情報及び14歳に満たない未成年者の個人情報がそれに含まれるものとし、列挙方式でその範囲を初めて明確化しました（28条1項）。

機微個人情報の取扱いは、保護法第2章第2節の「機微な個人情報の取扱いに関する規則」により厳しく規制され、遵守すべき主な内容としては、個人情報の取扱者においては、特定の目的及び十分な必要性があり、かつ、厳格な保護措置を講じた場合に限り機微個人情報を取り扱うことができること、個人の個別同意を得なければならないこと、「告知」（日本の個人情報保護法における「通知」と類似する）すべき内容に関し、通常の事項のほか、機微個人情報の取扱いの必要性と個人の権利・利益への影響も伝えなければならないことなどが挙げられます。

個人の顕著な身体的特徴を有する機微個人情報としての「顔情報」の取扱いについては、保護法に特別な規定が定められています。まず、それを取り扱うための個人の個別同意取得の例外として、保護法26条は、公共場所での顔識別で収集した情報を公共の安全を保護する目的のみに使用する場合には、個人の同意を不要としています（ただし、顕著な標識を提示しなければなりません）。また、保護法62条は、機微な個人情報及び顔認証、人工知能などの新

たな技術、アプリケーションについて個人情報保護に関する専門的な規則・基準を定めることを、国家ネットワーク情報部門に対し関連部門と協力して行うよう要求しています。なお、21年8月1日に施行された司法解釈たる「顔認証技術を用いた個人情報の処理に係る民事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の規定」も、より具体的で厳格な規制を整備しています。

したがって、位置情報、顔認証特徴などの機微個人情報の取得・使用が頻繁に行われるようになった昨今、企業は機微個人情報の取扱いについてより慎重に対応することが求められます。

3. 個人の同意なき個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについて、サイバーセキュリティ法は、個人の同意をもってそれが正当化される唯一の根拠としたのに対し、保護法は、個人の同意がない場合でもそれを行う要件を下表のように整備しました（13条）。

特に、企業が内部管理のため従業員の個人情報の収集・使用などを必要とするときは、下表の要件②に基づいてそれを行うことができ、柔軟な対応が可能となります。

もともと、下表のような要件が定められているとはいえ、同意なき個人情報の取扱いについては、その具体的な運用に関する細則やガイドラインによる指導が必要となるため、これらが発せられるまでの間は、対応を誤って責任を問われることへの懸念から、同

類型	要件
個人情報の取扱いが認められる一般的要件（13条1項1号）	①個人の同意を得ること
同意なき個人情報の取扱いが認められる要件（13条1項2号から6号）	②個人を一方の当事者とする契約の締結もしくは履行のために、又は法に基づいて制定された労働規則若しくは法に基づいて締結された集団契約に従って人的資源管理を行うために個人情報の取扱いを要すること ③法定の職責又は法定の義務の履行のために個人情報の取扱いを要すること ④突発的な公共衛生事件に対応し、又は緊急の状況下において自然人の生命健康若しくは財産の安全を保護するために個人情報の取扱いを要すること ⑤公共の利益のために報道、世論監督等の行為を行い、合理的な範囲において個人情報を取り扱うこと ⑥保護法の規定に従い合理的な範囲において、個人が自ら公開し又はその他既に合法的に公開された個人情報を取り扱うこと
キャッチオール条項（13条1項7号）	⑦その他法律、行政法規が定める事情があること

情報クリップ

2021年10月

■ 10/5 第3回賛助会員セミナー(オンライン)開催

当協会は、渡邊信之前在重慶日本国総領事(現:在パプアニューギニア日本国大使館特命全権大使)を講師に招き、「中国西南地域の最新情勢等」というテーマで第3回賛助会員セミナーを開催し、約40人が参加した。渡邊前総領事は自身の経験を交えながら、各省市の発展戦略や産業の方向性および「一帯一路」など、中国西南地域の経済情勢について網羅的に解説し、参加者アンケートでも好評を得た。

■ 10/12 日中スマート製造・デジタル技術発展フォーラムを共同開催

煙台で開かれた「2021中国デジタル・エンパワーメント・エコノミー大会」の日中専門セッションとして、煙台市政府と当協会北京事務所が共同で本フォーラムを開催。日中企業のプレゼンテーションを通じてビジネス交流を行った。当協会北京事務所川合現所長、煙台市陳新姿副秘書長らによる冒頭挨拶に続き、スマート製造や5G技術、生産工場における基幹システムの導入成功事例など様々な視点からのプレゼンテーションが行われた。

■ 10/15 第3回EIIISエネルギーインターネット国際イノベーションフォーラム出席

四川省・成都市で開催された本フォーラムの「カーボンニュートラルにおける日中経済貿易協力」分科会が、四川天府新区管理委員会、清華四川エネルギーインターネット管理委員会主催により開かれ、日中双方企業によるプレゼンテーションやビジネス交流が行われ、当協会成都事務所笹原信所長も出席した。

■ 10/18 長江デルタ中日地方合作フォーラム、2021江蘇・日本友好都市公務員交流会出席

本フォーラムおよび交流会は、江蘇省蘇州市で江蘇省政府外事弁公室主催により開かれ、中国側は江蘇省に加え、上海市、浙江省、安徽省の各外事弁公室も協力・出席し、日本側は在上海総領事館、各道府県の上海駐在代表などが参加した。当協会は上海事務所笹原所長が挨拶を行った。

■ 10/19 第9回世界中国学フォーラム(上海)オンライン参加

國務院新聞弁公室、上海市人民政府が主催する「第9回世界中国学フォーラム」に当協会北京事務所川合所長が参加し、中国国際経済交流中心(CCIEE)が主催する分科会「第14次五カ年計画と世界経済の回復」において「アジア経済一体化を背景

に日本企業が直面する課題とその対応方法」と題し発言した。

■ 10/22 中国(四川)アジア青年交流大会・涼山活動に参加

10月22～24日の間、四川省対外友好協会と涼山彝族自治州人民政府共催「中国(四川)アジア青年交流大会・涼山活動」が開催され、日本側は成都日本商工クラブ鈴木高德会長、当協会成都事務所笹原所長など4人が参加。在成都シンガポール総領事館総領事、在成都ネパール総領事館総領事、在成都タイ総領事館経済領事らに加え、シンガポール、ネパールを含む東南アジア、アフリカからの留学生も参加した。涼山彝族自治州博物館、涼山彝族自治州社会博物館、昭覚県涪昭農産業パーク、三河村、中澤オリブオイル基地等、貧困対策の現場も視察し理解を深めた。

■ 10/26 中国浙江-RCEP 経貿合作交流会・中日地方合作フォーラムに参加

本フォーラムは浙江省商務庁主催により浙江省湖州市で開催された。中国側は浙江省商務庁王堅副庁長はじめ省政府関係者と湖州市、広徳市関係者30人余り、日本側は当協会上海事務所笹原所長、静岡県、福井県、鹿児島県の上海事務所長はじめ銀行、商社など総勢22人、マレーシア上海総領事館商務担当領事はじめ関係機関、企業関係者等15人が参加した。王副庁長は「蘇湖熱、天下足」という標語とともに「茶、シルク、筆、セラミック文化発祥の地」と紹介し、「今後、自然資源の豊かさを活かしたグリーン製造の集積発展、長江デルタ地域一体となった成長を目指す」との意気込みを語った。

■ 10/27 綠色低炭素国際合作委員会設立式典に出席

中国機電産品進出口商会による綠色低炭素国際合作委員会設立式典に当協会北京事務所伊藤智副所長が出席した。機電商会会員企業を中心に、在中国外資系企業を含む68社の理事からなる委員会が設立された。開放、創新、合作、国際化の理念のもと、世界が直面する気候変動問題の解決へ向けた共同推進プラットフォームとして企業の持つ技術、設備、成功経験、イノベーション能力を総合し、第三国市場への展開、金融協力のための基本メカニズムとしての役割を目指す。

■ 10/28 中外企業マッチング会(浙江省嘉興)に出席

中国共産党中央対外聯絡部傘下の中国経済連絡中心からの要請を受け、当協会北京事務所川合所長が本マッチング会に参加、日本側来賓として基調講演を行った。

J+C ECONOMIC JOURNAL

2022年1月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

2022年の中国
～現在の中国～

編集後記

最近、日中関係者との意見交換で「不作為バイアス」という懸念の言葉を耳にした。ネット検索してみると、ビジネス関係のみならず、ワクチン接種についても使われる言葉らしい。新しいことに踏み出して何らかの失敗を経験するよりも、何もしない「不作為」を選択してしまうという人間の思考傾向。しかし日本人の多くは、勇気を出して副反応に耐える「作為」の選択をした。百年に一度の危機の経験が様々な意義をもたらす可能性にも思いを致す日々である。(関西)

*購読のお申し込み先

東京官書普及株式会社

政府刊行物東京サービス・ステーション

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2

TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670

下記ホームページからもお申込みになります。

URL: <https://www.tokyo-kansho.co.jp>

Amazon Japan でもご購入できます。

日中経協ジャーナル

2021年12月号(通巻第335号)令和3年11月25日発行

発行人 高見澤学

発行所 一般財団法人日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒106-0032 東京都港区六本木1-8-7 MFPR 六本木麻布台ビル6階

TEL. 03-5545-3111 FAX. 03-5545-3117

大阪 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル2階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <http://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2021

デザイン・印刷 ホクエツ印刷株式会社 TEL. 03-5245-8821

*当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価 880円(本体800円+税10%) ISBN978-4-88880-305-2 C2033

DATA ROOM

中国・日中の主要経済指標

本表は、中国国家统计局発表を中心に、2021年第3四半期までの主要経済指標(速報値)をとりまとめたものです。データが更新された場合は、当会ウェブサイト (<http://www.jc-web.or.jp/>) に反映します。

項目	単位	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年 1～3月	2021年 1～6月	2021年 1～9月
国内総生産(GDP) 名目額	億元	832,036	919,281	986,515	1,015,986	249,310	532,167	823,131
// 実質成長率(前年比)	%	6.9	6.7	6.0	2.3	18.3	12.7	9.8
四半期 GDP 実質成長率(前年比) (注1)	%					18.3	7.9	4.9
1人当たり GDP	元	60,014	66,006	70,465	72,570			
// 実質成長率(前年比)	%	6.4	6.3	5.7				
食糧生産量	億トン	6.6161	6.5789	66,384	66,949			
工業生産額(付加価値ベース)	億元	279,997	305,160	317,109				
// 前年比	%	6.4	6.1	5.7				
うち一定規模以上の工業企業(前年比) (注2)	%	6.6	6.2	6.9	2.8	24.5	15.9	11.8
固定資産投資額 (注3)	億元	631,684	635,636	551,478	518,907	95,994	255,900	397,827
// 前年比(名目)	%	7.2	5.9	5.4	2.9	25.6	12.6	7.3
不動産開発投資額	億元	109,799	120,264	132,194	141,443	27,576	72,179	112,568
// 前年比(名目)	%	7.0	9.5	9.9	7.0	25.6	15.0	8.8
社会消費財小売総額 (注4)	億元	366,262	380,987	411,649	391,981	105,221	211,904	318,057
// 前年比(名目)	%	10.2	9.0	8.0	-3.9	33.9	23.0	16.4
消費者物価指数(CPI)	%	1.6	2.1	2.9	2.5	4.9	0.5	0.6
工業品出荷価格指数(PPI)	%	6.3	3.5	3.2	-1.8	2.1	5.1	6.7
都市部1人当たり可処分所得	元	36,396	39,251	42,359	43,834	13,120	24,125	35,946
// 実質伸び率	%	6.5	5.6	5.0	3.5	12.2	11.4	8.7
農村部1人当たり可処分所得 (注5)	元	13,432	14,617	16,021	17,131	5,398	9,248	13,726
// 実質伸び率	%	7.3	6.6	6.2	6.9	16.3	14.6	11.2
都市部新規雇用者数	万人	1,351	1,361	1,352	1,186	297	698	1,045
都市部調査失業率	%	5.0	4.9	5.2	5.2	5.4	5.0	4.9
都市部登録失業率	%	3.9	3.8	3.6	4.2			
中国の貿易総額(中国海関統計)	億ドル	41,045.0	46,230.4	45,761.3	46,462.6	13,036.0	27,852.0	43,741.1
// 前年比	%	11.4	12.6	-1.0	1.5	38.6	37.4	32.8
中国の輸出額	億ドル	22,635.2	24,874.0	24,990.3	25,906.5	7,099.8	15,183.6	24,008.2
// 前年比	%	7.9	9.9	0.5	3.6	49.0	38.6	33.0
中国の輸入額	億ドル	18,409.8	21,356.4	20,771.0	20,556.1	5,936.2	12,668.4	19,732.9
// 前年比	%	15.9	15.8	-2.7	-1.1	28.0	36.0	32.6
中国の輸出入収支	億ドル	4,225.4	3,517.6	4,219.3	5,350.3	1,163.5	2,515.2	4,275.4
中国の対日貿易総額(中国海関統計)	億ドル	3,029.8	3,276.6	3,150.5	3,175.4	863.5	1,812.9	2,750.7
// 前年比	%	10.1	8.1	-3.9	0.8	29.3	23.7	20.2
中国の対日輸出額	億ドル	1,373.2	1,470.8	1,432.7	1,426.6	387.2	800.2	1,216.6
// 前年比	%	6.1	7.2	-2.6	-0.4	30.6	18.7	17.7
中国の対日輸入額	億ドル	1,656.5	1,805.8	1,717.8	1,748.7	476.3	1,012.7	1,534.0
// 前年比	%	13.7	8.9	-4.9	1.8	28.3	27.9	22.2
中国の対日輸出入収支	億ドル	-283.3	-335.0	-285.1	-322.1	-89.0	-212.5	-317.4
世界の対中直接投資契約件数(中国商務部統計) (注6)	件	35,652	60,533	40,888	38,570	10,263	23,000	36,000
// 前年比	%	27.8	69.8	-32.5	-5.7	47.8	47.9	36.5
世界の対中直接投資実行額(注7)	億ドル	1,310.4	1,349.7	1,381.4	1,443.7	448.6	909.6	1,292.6
// 前年比	%	4.0	3.0	2.4	4.5	43.8	33.9	25.2
日本の対中直接投資契約件数(中国商務部統計)	件	590.0	828.0	1,000	799		435	
// 前年比	%	2.4	40.3	20.8	-20.1		24.3	
日本の対中直接投資実行額(注9)	億ドル	32.7	38.1	37.2	33.7		18.1	
// 前年比	%	5.1	16.5	-2.4	-9.3		-5.6	
経常収支	億ドル	1,649	491	1,413	2,740	694	1,222	2,028
マネーサプライ(M2) (注7)	億元	1,676,769	1,826,744	1,986,489	2,186,796	2,276,500	2,317,788	2,342,830
// 前年比	%	8.2	8.9	8.7	10.1	9.4	8.6	8.3
外貨準備高	億ドル	31,399.5	30,727.1	31,079.2	32,165.2	31,700.3	32,140.1	32,006.3
対外債務残高 (注8)	億ドル	17,106.2	14,200.0	20,572.8	24,008.0	25,266.0	26,789.0	
対ドルレート	元/US\$	6.7518	6.6174	6.8985	6.6088	6.5713	6.4601	6.4599
日本の対中貿易総額 (財務省貿易統計・ジェットロ換算)	億ドル	2,969.1	3,174.1	3,039.6	3,049.5	835.8	1,708.1	2,572.9
// 前年比	%	9.8	6.9	-4.2	0.3	28.7	21.2	18.4
日本の対中輸出額	億ドル	1,326.5	1,439.5	1,347.0	1,412.5	383.9	801.2	1,208.2
// 前年比	%	16.5	8.5	-6.4	4.9	29.6	28.0	21.4
日本の対中輸入額	億ドル	1,642.6	1,734.6	1,692.6	1,637.0	451.9	906.8	1,364.7
// 前年比	%	5.0	5.6	-2.5	-3.4	28.0	15.8	15.8
日本の対中輸出入収支	億ドル	-316.0	-295.1	-345.7	-224.5	-68.1	-105.6	-156.6
日本の対中直接投資額 (財務省国際収支状況・ジェットロ換算)	億ドル	111.2	107.6	143.71	115.43			
// 前年比	%	16.7	12.8	33.6	-19.7			

(注1) 四半期 GDP 実質成長率は、1～6月では第2四半期、1～9月では第3四半期についての前年同期比を示す。

(注2) 2011年からは年間売上2,000万元以上の工業企業を指す。

(注3) 2011年からは不動産投資・農村個人投資を除き、固定資産投資の対象を50万元以上から500万元以上に引き上げた。

(注4) 個人の住宅購入を含まない。

(注5) 2014年までは農民1人当たり純収入(四半期は農民1人当たり現金収入)。

15年からは「農村部1人当たり可処分所得」。

(注6) 対中直接投資は金融分野(銀行・証券・保険)を含まない。

(注7) マネーサプライ、外貨準備、対外債務残高は期末数。対ドルレートは年間平均数、四半期は期末数。

(注8) 2015年からは人民元建ての対外債務残高を含む(2014年もそれに伴い調整された)。

(注9) 2019年の日本の対中直接投資実行額は、1～10月まで。

(注10) 2021年1-9月の固定資産額は、中国国家统计局発表の数値。前年同期比の整合性は取れていない。

(出所) 中国国家统计局、中国海関総署、商務部、人力資源・社会保障部、中国人民銀行、国家外貨管理局、ジェットロ発表等から日中経済協会が作成。



入場者には記念品をプレゼント



中国遼寧省

Frozen



輸出商品展示会

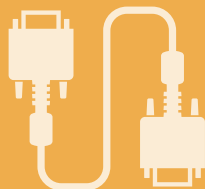
第2回



2021 12.14 tue >>> 16 thu
(14日・15日 10:00～17:00 16日 10:00～16:00)



OMM 展示ホール
大阪市中央区大手前1丁目7-31



中国遼寧省より機電設備、自動車部品、建材、食品、医薬、
軽工業、アパレル、ギフト・日用品、材料等の企業が出展!



CLCE
The 2nd
China
Liaoning
Commodities
Expo

入場無料

遼寧展 Q

www.liaoning-expo.jp ご来場をお待ちしております。

主催：遼寧省人民政府

共催：遼寧省商務庁、一般社団法人日中経済貿易センター、中国銀行東京支店、大阪商工会議所

お問合せ：一般社団法人日中経済貿易センター 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル2階 TEL:06-4704-2511 FAX:06-4704-2512

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

定価 880円(本体800円+税10%)

ISBN978-4-88880-305-2
C-2033 ¥800E



9784888803052



1922033008008